

## 平成28年度 半田市補助金等判定会議要旨

平成28年10月18日(火)、19日(水)、20日(木)、半田市役所庁議室及び301号室において、補助金等判定会議(市民委員審査)を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

### 記

#### 出席者

委員(敬称略)

議長 藤本 哲史

市民委員 村上 眞喜子

辻 正幸

新美 大

庁内委員 堀寄 敬雄

滝本 均

#### 担当課

(10月18日) 高齢介護課、防災交通課、地域福祉課

(10月19日) 経済課、都市計画課、建築課、博物館、生涯学習課

(10月20日) 観光課、都市計画課、子育て支援課

#### 事務局(総務課)

課長 山本 卓美

主査 内田 由比子

主事 伊藤 俊

書記 古川 陽一

事務員 久田 ゆり

## 目 次

### 《 10月18日（火） 》

高齢介護課	「半田市介護予防・日常生活支援総合事業補助金」……………	1 頁
	「半田市地域介護予防活動支援事業補助金」……………	3 頁
	「半田市認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金」…	5 頁
	「単位老人クラブ助成金」……………	7 頁
	「半田市老人クラブ連合会助成金」……………	9 頁
防災交通課	「半田市防犯カメラ設置費補助金」……………	11 頁
地域福祉課	「半田市社会福祉協議会補助金」……………	13 頁

### 《 10月19日（水） 》

経済課	「耕作放棄地再生作業補助金」……………	16 頁
	「畜産環境対策推進事業（消臭資材の購入費）」……………	18 頁
	「半田市中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」……	19 頁
	「中心市街地まちづくり支援事業補助金」……………	20 頁
	「青年就農補助金」……………	21 頁
都市計画課	「ふるさと景観づくり推進事業補助金」……………	22 頁
建築課	「半田市民間住宅耐震改修費補助金」……………	24 頁
博物館	「あいち山車まつり日本一協議会会費」……………	27 頁
生涯学習課	「半田市文化協会事業費補助金」……………	28 頁
	「青少年健全育成活動補助金」……………	31 頁

### 《 10月20日（木） 》

観光課	「半田市観光協会補助金」……………	35 頁
	「半田市山車祭りPR事業費補助金」……………	37 頁
	「はんだ山車まつり開催費補助金」……………	38 頁
	「竜の子街道広域観光推進協議会負担金」……………	39 頁
都市計画課	「みどりのまちづくり助成金」……………	41 頁
	「衣浦港振興会負担金」……………	43 頁
子育て支援課	「半田市放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金」…	45 頁

**高齢介護課 補助金－4 半田市介護予防・日常生活支援総合事業補助金**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

この補助金は、介護保険法改正に伴い、全国統一で平成29年度から新たに始まるもので、これまでの介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業に組み込まれたこと、また介護予防事業の見直しにより、新しく介護予防・日常生活支援総合事業へと変わること、これまで介護事業所のサービスとして行われてきた訪問介護や通所介護のサービスが、住民等による多様な主体も参画することができるようになるため、地域において支え合うことができる体制整備を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的に住民等の多様な主体によるサービスに対して補助をするものです。

住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の在宅生活の安定を目指します。また、支える側として高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防につながっていくと考えています。

平成29年度の協議額は、初年度ということで、現時点で市が把握している「訪問型サービス事業者数」を5団体、「通所型サービス事業者数」を50団体として、利用者数等を見込み算出しています。

**【質 疑】**

（委 員）積算根拠に記載の「訪問型サービス事業者」5団体について、公益社団法人シルバー人材センターと住民による助け合い組織とを同じ基準で補助することに違和感があります。

（担当課）住民助け合い組織が実施しているサービスとシルバー人材センターが実施しているサービスとで比べると、要支援者等に対して、訪問し、ワンコインとして500円で、庭木の剪定や電球の取替えなどのサービスを提供する点において、サービスの内容として同じであるため、同じ基準で補助することとしています。

（委 員）サービス内容が同じであることは分かりますが、住民のボランティアによる団体と公益社団法人では、組織としての違いがあると思います。サービスの提供に行っている人に対して、実際にシルバー人材センターでは報酬を出していますか。

（担当課）報酬が出ているのか、確認しておりません。担当課としては、実施する事業で判断し、補助の支出を考えたため、シルバー人材センターも補助対象として組み入れました。

（委 員）シルバー人材センターは事務局や事務員がいて、組織として整っているのに比べ、自然発生的に立ち上がった住民組織とでは、組織と

しての土台が全く違うと思います。

- (担当課) 確かに組織としての違いがあると思います。サービス提供者側として、どう位置付けるのか検討が必要だと思います。
- (委員) 組織としての違いもそうですが、そもそも、シルバー人材センターもサービスに対する対価をもらっていると思いますが、その対価の500円が実施に現場で働いた人に報酬として支払われているのですか。
- (担当課) 500円については、一旦事務局に入ることは確認していますが、その後に現場で働いた人への報酬にどう流れているかは把握しておりません。
- (委員) シルバー人材センターに対しては、「半田市シルバー人材センター補助金」で包括的な補助金を出していると思いますが、包括的な補助金の中に今回のような事業の実施についても含まれているのではないですか。
- (担当課) シルバー人材センターについては、再度整理して検討する必要があると思っています。
- (委員) 今まで市民活動団体が自主事業として自由に実施してきた活動が、介護予防・日常生活支援総合事業に組み入れられることで、活動としてもやり難くなるのではないかと感じます。
- (委員) これまで実施してきたサービスの一部が、今後、介護保険事業として組み入れられていくことは、各団体に打診はしていますか。
- (担当課) 各団体に個別に説明はさせてもらっていますが、請求の仕方など詳細については、これから話をしていくところです。
- (委員) こうしたサービスを継続していくには、例えば包括支援センターと連携を図る人材の配置や事務局機能の整備など、団体としての基盤が必要になると思います。こうした人材に対する手当がないと、長期にわたってボランティアでは事業の継続は困難だと思います。
- (担当課) 今回提案の補助単価は、500円に想定件数を掛けたものであり、人件費については未知数で、この補助額で人件費分も足りるかどうかは、実際にやってみて判断していくことになるかと考えています。
- (委員) 現状で、各団体からは、補助金に対する要望などがないのであれば、始めは、最低限の補助額でいいと思います。
- (委員) 通所型サービス事業の想定件数を見ると、地区に偏りがあるように感じます。市が補助するのであれば、地区のバランスをとって実施していく必要があると思います。他の地区から申請が出てきた時などの将来的な展望はありますか。
- (担当課) 地区のバランスとしては、中学校区又は小学校区など、歩くことのできる範囲に必要なだと思っています。

(委員) 今後、各地区から新たに事業がたくさん立ち上がってきた時のことを考えると、最初から地区で何個までの事業を対象とするか設定しておいた方が、事業の継続性は担保されると思います。

【審査結果】：承認（条件あり）

シルバー人材センターと住民の助け合い組織とでは、組織としての性格が異なるとともに、シルバー人材センターにおけるサービスを受けた側の利用者負担と実際の支援者への報酬との関係について未整理の部分があるため、シルバー人材センターは対象から除外する。

### **高齢介護課 補助金－５ 半田市地域介護予防活動支援事業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年度から新たに始まる補助金で、地域住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、要介護・要支援状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりを推進するために交付するものです。具体的な事業として、地域ふれあい施設や地域のスポーツクラブ、市民活動団体等が行う、体操や運動、趣味活動、会食などがこれにあたりと考えており、これらの事業をとおして、参加者・スタッフ等がふれあい、交流することで介護予防に繋がると考えています。

平成29年度の協議額としては、現時点で市が把握している地域介護予防活動事業者数56団体を基に算出しており、立ち上げ支援補助は、新規に対象事業を立ち上げる時に3万円を上限に個人及び団体に初年度のみ補助するもの、講師謝金補助は、対象事業を実施するに当たり必要な講師謝金1回あたり5千円、年2回を上限に補助するもの、施設利用補助は、1団体に1回1,500円を上限に年24回までを補助するものです。

また、地域介護予防活動事業者数の56団体につきましては、まず、補助額が月額4,000円の6団体が、やなべふれあいセンター、フレンド乙川、さくらの家、かりやど憩の家、有脇ふれあいセンターの地域ふれあい施設5団体と山之神共集館です。次に、月額2,000円の50団体が地域のスポーツクラブ25団体とおとな塾という認知症予防のトレーニングを実施する2団体、はんだまちづくりひろば登録ボランティア団体17団体と半田市陶芸作業所6団体です。

【質疑】

(委員) 補助要件に事業報告書等の提出が求められていますが、団体によっては、こうした資料を作成していない団体もあると思います。事業報告書等の作成方法などについての指導はどの様に実施するのです

か。

- (担当課) 担当課から様式等を示して作成の指導をしていく予定です。
- (委員) 要綱の対象事業を見ると、会食も事業の一つにありますが、高齢者の方が毎週同じメンバーで外食する会を開いた場合にもこの補助金が使えてしまうということですか。
- (担当課) 食事会のように食事をメインにしている場合は対象とはなりません。この要綱での会食は食事ではなく、サロン等で談話をしながら、コーヒーなどの飲食を想定しており、あくまでも通いの場の提供を目的としています。
- (委員) 担当課が想定していなかったとしても、実際にそういった形で申請が出てきた時に、しっかりとした線引きができるのか不明です。
- (委員) 補助金を交付する「団体」の定義が明確でないことが問題だと思います。この要綱を見ると、同一の団体でも、悪意があれば、人数を分けて、別団体として申請した場合、より多くの補助金がもらえるような制度となっています。
- (担当課) 確かに、そうなる状況にあると思いますので、「団体」の定義について検討させていただきます。
- (委員) 資料にある56団体を想定団体としてリストアップした理由を教えてください。
- (担当課) 現在、既存の団体で、本補助金の対象事業に合致するような活動を実施してくれている団体としてリストアップしています。
- (委員) 国の意図としては、新たにこうした事業が増えていくことが目的だと思いますが、既存の団体へ補助金を分配するだけで終わってしまう気がします。また国が意図しているところとは異なってくる気がします。
- (担当課) 市としても、新たな団体の立ち上げについても意図しているところであり、今回は既存の団体をベースにしていますが、これから広く発信して新たな団体を増やしていこうと考えています。
- (委員) はんだまちづくりひろば登録ボランティア団体は170団体ほどあると思いますが、その中でこの17団体を選んだのは担当課ですか。
- (担当課) 活動の内容から、担当課で絞ったものです。
- (委員) あくまでも介護予防関係の事業が対象だとは思いますが、どこか1つの団体がこの補助金をもらっていたら、他の多くの団体も申請してきて、17団体では収まらないのではないかと思います。
- (委員) 市民が自主的に実施している活動に対して、補助金を出すと、本来の活動の本質が変化し、活動の方向性が変わってしまう可能性があるため、安易に補助金を出すべきではないと思います。
- (委員) 一旦補助金を出してしまうと、後で補助金を取りやめることは、補

助金を出すときより何倍もの労力が必要となり大変難しいため、新規の補助金を創設するときには、しっかりと議論した上で創設すべきだと思います。

(委員) 亀崎総合福祉センターが、この対象に入っていないのはなぜですか。

(担当課) 実施している事業等により判断しました。

(委員) 亀崎総合福祉センターの設置目的から考慮すると、この補助金に合致するのではないかと思いますので、地域福祉課にも確認してみてください。

(委員) 地域ふれあい施設に対しては、地域福祉課からも補助金が出ていると思いますが、補助金同士の棲み分けは整理できていますか。

(担当課) 地域福祉課の補助金は運営費補助であり、この補助金は実施する事業に対する事業費補助であるため、棲み分けはできているものと考えています。

(委員) 地域福祉課の補助金が、すべて運営費に充てられていて、事業費に対する補助金が含まれていないか、地域福祉課に確認してください。

【審査結果】：承認（条件あり）

補助対象団体の定義についての議論が不十分で、補助対象の線引きが不明確であるため、運営主体が明確で、事業の方向性について一定の実績を有する地域ふれあい施設等6団体については対象とし、それ以外の50団体については対象から除外すること。

## **高齢介護課 補助金—6 半田市認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市では、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域で孤立しないような支援体制の構築を目指し、平成27年度から「認知症カフェ」（プラチナカフェ）を愛知県の地域包括ケアモデル事業として市内2か所で試行的に実施してきました。この補助金は、平成29年度から新たに始まる補助事業で、地域の自主的な運営によるカフェを増やし、認知症の早期発見・早期対応につなげるとともに、認知症の方やその家族、地域住民が集い、お互いの交流を深め、認知症の理解促進を図っていくことを目的に、認知症カフェを運営する団体に対して補助するものです。

平成29年度の協議額につきましては、先進地である岡崎市と倉敷市の事例を参考に、「認知症対応検討会議」において単価額を設定し、現在認知症カフェを運営している団体数と新規設立見込み団体数、また開催数から積算しています。

単価額について、岡崎市では年4回以上実施する団体に運営費の半額として

上限2万円、倉敷市では月1回以上実施する団体に運営費の半額として上限5万円で実施しています。また、認知症カフェを運営している団体は、りんりん店とかりやど憩いの家店の2団体があり、現在は1回4時間、5,500円の委託事業として、りんりん店は月4回、かりやど憩いの家店は月2回の実施をしております。

#### 【質 疑】

(委 員) この事業に関しては、有識者が携わることと指定されていますが、こうした有識者に対する人件費が単価額に勘案されていないように思います。単体の事業者がこの事業を実施するには、この補助額ではとても足りないように思います。現在1回5,500円で委託しているものを、この補助金では1回2,000円程になるとすると、この事業に取り組む事業者が出てくるのか不安に思います。市側で、この認知症カフェに関する課題や問題点をどのように感じていますか。

(担当課) 周知の仕方や開催している曜日、時間数の関係もあると思いますが、利用者が少ないことがまず課題だと思っています。また、運営費についても、先進地である岡崎市に確認すると、運営している団体によって必要となる経費が全く異なっており、いくらに設定すればよいかの難しいとの意見も聞いており、未知数な部分があると思っています。

(委 員) 現在の単価5,500円でも、実際に事業を継続して運営するには厳しいという声も聞いているので、その額から大分減額した単価額では、取り組もうという団体は出てこないと思います。

(担当課) 単価額については、実際に担当課としても判断に迷う部分であり、岡崎市では、ボランティアで実施している団体は1,000円くらいで事業を実施していたり、介護施設に付随して実施している団体だと5,000円でも足りなかったりと、運営主体によって差があるとのことでした。

(委 員) この単価額は、国が示した単価ですか。

(担当課) 国が示したものではありません。医師会や事業所の代表者の方も参加する認知症対応検討会議で議論して、単価額を定めました。

(委 員) 認知症カフェには、事業をコーディネートする人材などが必要になると思いますし、事業を継続していくためには、もう少し単価額を見直した方がいいように思います。

(委 員) 委託で出している単価額の根拠を教えてください。

(担当課) 1回あたり専門員に対して謝金1,500円と補助2名で各500円ずつと、運営費として3,000円の積算です。



- (委員) 人件費として3人で2,500円では、かなり運営は厳しいように思います。
- (委員) 本気で認知症カフェを増やそうという思いがあるのであれば、現状の単価額を下げるのは理解ができません。
- (委員) この制度は、認知症の方や家族が地域で孤立しないよう交流できる場の創出を目的としているので、モデル事業が終了したからといって、打ち止めにするわけにはいかない事業だと思います。もう少し担当課と事業所等とで議論してほしいと思います。

#### 【審査結果】却 下

補助単価額が当該事業を継続的に実施していくには困難な設定となっており、モデル事業で実際に事業を実施している事業所等と再度事業の問題点や補助単価額について協議の上、再提案すること。

#### 【その後の経過】

審査結果を受け、制度設計等を見直し書面審査にて再提案。72万円で承認。

### **高齢介護課 助成金—1 単位老人クラブ助成金**

#### 【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この助成金は、市内の各老人クラブ119団体に対し、明るい長寿社会づくりを目的に交付しているものです。協議額につきましては、県の補助基準を基に算出した数値に、会員数加算を足した数字としており、会員数加算以外の部分については、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ支出することとしています。愛知県の補助基準は、別添資料のとおりです。なお、会員数加算について、本市では、会員数が50名を超えた老人クラブに対し、超えた人数に応じて、一定の加算を行っています。

昨年の補助金等判定会議で指摘されました「各老人クラブの会計について、補助金が補助対象事業に充てられているかを確認するとともに、本来の補助目的を周知し、適切な会計処理を実施させること」につきましては、補助金交付申請前に、各老人クラブの会長を集め、この補助金の目的等を説明しています。また、収支計画書や収支決算書を提出してもらい、適切な会計処理がなされているか確認しています。次に「補助金の本来の目的を再確認し、対象年齢の引き上げなど、国や県の補助制度への見直しを検討すること」につきましては、厚生労働省の推し進める地域包括ケアシステムの構築を支える一定の役割を老人クラブに担っていただくことを想定しており、高齢者の中でも支援する側として若い世代の加入は今後必要になってくると考えています。次に、「各老人クラブの増減等の動向把握に努め、この数に基づいた補助金額で予算計上すること」につきましては、毎年、単位老人クラブ会長に集まって頂き助成金の説明

会を開催しています。その時に単位老人クラブ数及び会員数の動向を把握し協議額を算出しております。

次に、市民委員より事前にいただきました、「会員数が1人でも減少したクラブについては、交付率を下げるとあり、人数集めが優先し参加実績のない人まで会員にしていないか」という質問につきましては、単位老人クラブ会長への説明会において、会員数については参加実態に則した名簿の提出をするよう伝えており人数集めの会員登録はないものと考えています。次に、「補助金額の積算方法として、前年度事業実績の何%とするなど実績に則した助成にすることはできないか」という質問につきましては、愛知県の交付要綱に基づくものであり、愛知県は変更を考えていないとのことでした。

### 【質 疑】

(委 員) 会員数が1人でも減少したクラブについて、交付率を下げるとなっています。こうした積算方法だと、人数集めが優先してしまう気がします。県の補助制度に基づく助成金であるため、前年度事業実績を活用した積算など、積算方法を変更することが難しいことは理解しました。

(委 員) 平成27年度の収支決算書を見ると、支出の部の予備費が20万円とありますが、その用途が不明で、平成28年度予算額の収入の部に20万円とそのまま挙げられている気がします。決算書の確認はしていますか。

(担当課) 決算書の確認はしています。この決算書については、団体に対して記載方法の指導をしております。

(委 員) この団体は、繰越金が多額だと思いますが、地区からの助成金が入っています。こうした助成金が、繰越金が多額になる原因なのか、よく調査してもらった方がいいと思います。

(委 員) 繰越金がここまで多額になってくると、本当に補助する必要があるのかも考えないといけないと思います。

(担当課) この助成金は国や県も負担しているものであり、市単独の補助金とは違うため、市の判断だけで仕組みを変えることは困難です。しかし、繰越金が多額の団体については、市が出している助成金が適正に使われているかは確認する必要があると思っていますし、人数集めが優先されないような単位老人クラブの考え方自体は課題であると思っています。

(委 員) この助成金の仕組みについては、何年も議論してきており、すぐに変えることは難しいと思いますが、なかなか進展していません。団体ごとで、区から助成金が出ていたり、会費額が違ったりと、基礎の構造が違うため、一概に繰越金が多額だから問題というのは、違

うと思います。高齢介護課として、例えば、会費額を統一できないか相談し、全体のバランスを取るような提案など、色々な手が打てる気がします。

(委員) 参考にできるような他市の制度の状況は把握していますか。

(担当課) 市ではなく、愛知県に各県での実施状況等を確認したことはありませんが、県ごとの実施状況は把握していないとの回答でした。

(委員) 高齢介護課長として、老人クラブに助成する意義をどう考えていますか。

(担当課) 老人クラブは地域の見守りや健康づくりなどの事業を実施し、地域に貢献してくれている団体として、助成する意義があると考えています。

(委員) 実際はコミュニティ単位との活動になっていると思います。国や県も絡んでくる制度であることは理解しますが、もう一步踏み込んで、実態に即した形に是正できるよう補助の仕組みを検討してください。

#### 【審査結果】承認（条件あり）

単位老人クラブのあり方について、実態に即した形に組織を再編成するとともに、補助対象年齢についても、半田市の補助基準としては65歳以上とするよう老人クラブと協議をすること。

### 高齢介護課 助成金—2 半田市老人クラブ連合会助成金

#### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、半田市単位老人クラブの上部団体にあたる、半田市老人クラブ連合会に対し交付するもので、この助成金についても愛知県の補助基準に基づいた数値と市の独自制度による補助額を足した数値を協議額としています。昨年の補助金等判定会議において3点の条件が付されており、まず「60歳以上の者の加入率にとらわれるのではなく、時代の推移に適合した福祉施策となるよう制度の見直しを図ること」につきましては、厚生労働省の進める地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の課題やニーズに対し、地域資源を活用した解決等を協議する場の設置を予定しています。この協議体のメンバーに老人クラブの会員の方にも参加していただくことで、長年の経験や知識を活かし、地域の実情に応じた福祉施策を図ることができると考えています。

次に、「交付先団体の支出が明確な目的のない事業に充てられることなく、より有効な支出となるよう指導すること」及び、「補助金が充てられている部会ごとの決算状況を把握し、適切な執行となっているか確認すること」につきましては、老人クラブ連合会の部会ごとに収支報告書を提出してもらい、決算状況

の確認を行いました。今後も計画書・収支報告書など確認し適切な支出となるよう指導していきます。

【質 疑】

(委 員) 執行協議書の積算根拠欄に「一般事業」と記載している金額が、決算書で確認すると「基本事業助成金」の額となっており、「一般事業助成金」は別の金額が記載されています。どちらが正しいのか、区別がつきません。これは、この助成金の交付要綱に対象事業について明確に定義付けされていないことが原因だと思いますので、事業の中身や金額及び算出根拠などを明確にし、市民にとって分かりやすい要綱となるように心がけてください。

(担当課) 確かに要綱上の定義付けはされていないため、要綱又は要領などで明確にしていきたいと思います。

(委 員) 先ほどの説明で、決算状況について確認を行ったとのことですが、平成27年度の事業費における各部会の決算額で、予算額と同額のものもいくつもありますが、すべて使い切っているということですか。余剰金があっても、各部会で繰り越していることはありませんか。

(担当課) 担当からは決算書について確認したと聞いておりますが、各部会で予算額と決算額が同額となっており、各部会の決算についてどういった清算をしているのか確認したかどうか報告は受けておりません。

(委 員) 部会ごとで勝手に繰り越しているとなると、適正な決算とは言えないと思いますので、確認をしてください。

(委 員) 老人クラブ連合会の活動記録が資料にあります。単位老人クラブで実施している事業が含まれているように思います。老人クラブ連合会助成金と単位老人クラブ助成金で、助成の対象としている事業に重なりがないかも、確認してください。

(委 員) 友愛基金について、平成26年度に一旦支出がなくなっていますが、平成27年度にはまた積み立てています。これは、どういう基金なのか説明してください。

(担当課) 友愛基金は、老人クラブの果たす役割が大きくなるにつれ、組織の充実強化と財政基盤の安定を図るとともに、自主的活動資金を自ら造成することを目的に始まった愛知県老人クラブ連合会の基金で、愛知県全体で積み立てているものです。この基金の利子が、愛知県老人クラブ連合会に3分の1、市区町村に3分の2分配されています。本市の積立目標が805万円で、現在で約690万円の積立てが済んでいます。平成26年度は、当初の予定にない支出があり、積立てができなかったと聞いています。

- (委員) 全ての自治体で積立てが達成した時に、この基金の用途について確認していますか。
- (担当課) 愛知県老人クラブ連合会に確認しましたが、基金の用途については明確に決まっておらず、評議会や理事会で検討していくとのことでした。
- (委員) 基金を設立した時は担当者の想いがあったとしても、後任の人は無関心にただ基金を集めてしまっているように感じます。半田市として、基金の用途について考え方を明確にするよう求めていくべきだと思います。
- (委員) 自主活動資金を自ら創出することを目的で基金を積み立て始めたということであれば、目標額を達成した時は、市からの助成金を減額することなどの方針を示しておくべきだと思います。
- (委員) 決算上、合計積立額が出てこないため、不明瞭だと思います。実際に積立金が目標額に達成してしまったら、決算上に全く上がらず、その用途についても不透明になりかねません。総会資料にも基金の積立額等の報告はありませんか。
- (担当課) 愛知県老人クラブ連合会の総会でもそういった報告はありません。
- (委員) 総会で報告してもらおうなどして、明朗会計にしてもらおう必要があると思います。

**【審査結果】：承認（条件あり）**

友愛基金について、積立額が決算上には上がらず不明瞭であるとともに、その用途についても明確に定まっていないため、本来の基金の目的に沿った適正な執行がなされるよう今後も注視していくこと。また、各活動部会の会計報告について、予算額と決算額が同額となっている部会があり、部会ごとの決算書を確認し、透明性のある会計報告となるよう指導すること。

**防災交通課 補助金—4 半田市防犯カメラ設置費補助金**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

平成26年に市内9つの駅周辺の駐輪場に防犯カメラ16台を設置しており、実情として駐輪場での自転車盗難はおよそ30%減少しています。この他、半田市では市役所を始め、都市公園などに77台の防犯カメラを設置しています。また、半田警察署に事務局を置く、「半田防犯協会連合会」では、半田警察署管内の犯罪抑止重点地区に防犯カメラの設置を進めており、半田市内にはこれまでに6台の防犯カメラが設置されています。

この様に、防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐ抑止効果と、犯罪発生時には容疑者の追跡と検挙に一定の効果があることは市民にも認識いただいているとこ

ろです。半田市としても、住宅地を中心とした街中への防犯カメラ設置に対する補助制度について、自治区並びに半田警察署からの要望と、6月議会の答弁を踏まえるなか、地域が必要とし設置を希望する防犯カメラに対し、これを支援する施策を新たに設けたいとするものです。設置に当たっては、半田警察署の意見を伺うとともに、プライバシーにも十分に配慮していただくよう協議していきます。

補助制度の内容として、補助対象は、自治区からの申請を対象とします。補助額は、一自治区に対し、補助率を2/3とし、上限額を50万円とします。協議額としましては、年間4つの自治区からの申請を見込み、総額200万円としています。

#### 【質 疑】

(委 員) 申請対象は自治区からの要望があった場合ということですが、すでに要望等があるのですか。

(担当課) 現在、板山区から半田常滑線に沿った主要な交差点に設置したいという要望が出ています。

(委 員) 設置した後の管理はどうなりますか。

(担当課) 設置した後のデータの管理、電気代、補修修繕等のメンテナンスについては、自治区が管理していくことになります。

(委 員) ランニングコストはどれくらいを見積もっていますか。

(担当課) 主にかかるものが電気代で月額500円弱くらいを見積もっています。また、メンテナンスとして、具体的な費用については確認しておりませんが、定期的に時刻修正が必要となります。

(委 員) プライバシーの問題から市内への防犯カメラの設置が次々と進むことに対し、反発を持っている市民の方もいると思いますが、そうした人たちのコンセンサスを得ずに補助制度が進んでしまっているように感じます。半田市としての防犯カメラ設置に関するガイドラインのようなものを市民に示したうえで、こうした補助制度を進めるべきだと思えます。

(担当課) 当然、無闇やたらと防犯カメラを設置しようという考えではありません。プライバシーにも当然配慮する予定であり、成岩3区で設置した時にも玄関が映り込む際には目隠しをするなどの配慮をしています。また、他市では設置費の全額を補助している自治体があり、申請が多くなっているところもありますが、半田市では、自治区に対しても一定の負担を求めていることにしておりますので、無闇に申請が出るとは考えておりません。

(委 員) そうした市の考えを市民に周知させた方がいいと思えます。

(委 員) 補助を決定する時に設置の趣旨や目的、必要性などを審査する予定

がありますか。

(担当課) 警察にも入ってもらい自治区と協議して、設置の有効性を判断しようと考えています。

(委員) 多くの自治区が申請してきた場合、補正して支出する予定ですか。

(担当課) 力のある自治区に偏らないようバランスよく設置を進めていきたいと思っているため、今のところ、補正して支出する考えはありません。

【審査結果】：承認

### **地域福祉課 補助金—2 半田市社会福祉協議会補助金**

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、社会福祉法に基づき本市の地域福祉推進の一翼を担っている半田市社会福祉協議会が各中学校区にて行う地域福祉活動事業に対する補助金です。専門性を基盤とした継続的な支援、機動性、柔軟できめ細やかな対応など、行政には不足しがちな部分を、行政と同様に公正中立に実施できる当該団体を支援することは、本市の地域福祉を推進するためにも必要であると考えております。

平成27年度に半田市社会福祉協議会とは、委託及び補助のあり方、資産の持ち方、繰越金額の適正化、さらには独自事業による収益の用途など、従来にはない踏み込んだ議論を行いました。補助金交付に関しては、算定根拠の見直しを行い、それまでの社会福祉協議会を運営するための6人分の人件費補助から、ふくし共育、ふくし井戸端会議など、中学校区を単位とする地域福祉の実践活動に対する1人分の人件費、5中学校分で5人分を補助する仕組みへと変更いたしました。なお、人件費の積算にあたっては、個々の人件費実額ではなく、1人550万円という標準人件費による積算に変更しています。

なお、平成27年度に行った見直しの検証については、平成28年度決算の状況を勘案して判断いたします。ただし、平成27年度においても法人全体の決算において、約1,500万円の繰越金の上積みが発生しておりますので、その点は十分踏まえての判断をしたいと思います。

平成29年度補助金の協議額は、平成28年度と同様の2,750万円をお願いいたします。

なお、事前にご質問いただきました「拠点整備基金について」は、繰越金のうち、次年度へ持ち越す財源を精査し、残りを将来の活動拠点の整備のための

基金として積み立てるものです。社会福祉協議会も人員が増加して事務室が手狭となってきており、将来の施設整備への準備が必要となっています。また、「理事会・評議員会の機能強化について」は、平成29年4月施行の社会福祉法人制度改革における社協の役割をしっかりと認識してもらい、そのために活発に議論が行われるような体制を敷くよう、市は法人を指導監督する立場として指導等を行ってまいります。

#### 【質 疑】

(委 員) 拠点整備基金について、将来の活動拠点の整備費用と説明がありましたが、具体的な拠点の設置場所などは決まっていますか。

(担当課) まだ、具体的なことは決まっていません。社会福祉協議会として、この基金の用途について2つの考えがあり、1つはおっかわハウスのような地域の活動拠点を別の地区に設置しようとするもの、もう1つは、社会福祉協議会の事務室が手狭になっている現状があり、社会福祉協議会本体を別の場所に移設しようとするものです。

(委 員) 「おっかわハウスのような」というのは、どういう施設ですか。

(担当課) 地域の相談窓口としての機能や地域の方々が集まって地域の問題を話し合っ、解決していくような地域の拠点となる施設です。

(委 員) 社会福祉協議会が別の場所に設置する方向性や、そのための費用を繰越金から充てることを社会福祉協議会が一方的に決めてしまうことに違和感があります。これまで収益を生まなかった社会福祉協議会に対して補助してきた背景を考えると、収益が出てきたのであれば、補助額の減額や、収益が出た分の何割かを返還してもらうなどの方式を取るべきだと思います。

(担当課) 従来は組織運営の機能を維持するための補助金を出していましたが、運営費補助から事業費補助へ整理するため、昨年度、地域福祉を推進するための事業に対する補助という形式に見直したところであり、その成果は、平成28年度決算で確認することになりますが、状況が変わらないようであれば、更なる改革の検討も必要だと思っています。

(委 員) 社会福祉協議会は多額の福祉基金を持っていると思いますが、それについての考えを教えてください。

(担当課) 福祉基金については約1億2千万円の積立てがあり、これは昭和50年代前半に社会福祉協議会が実施していた保育園事業が市に移管されたときに、施設等を売却した際に入ったもので、使わずに基金として残っているものです。こうした基金の状況は半田市だけなのかと思い、他市町の社会福祉協議会の状況を確認しましたが、他市町でも1億円以上の基金を持っており、また繰越金も7,000万円から1



億円を超えるような額を持っているところもありました。額の比較としては突出した金額ではないと考えています。こうした目的のない繰越金等は社会福祉法人制度改革において余剰金とされ、10年をかけて地域に払い出すことになるため、繰越金の一部を施設整備基金とすることとしました。

(委員) 福祉基金の目的は何ですか。

(担当課) 社会福祉協議会に確認しましたが、具体的な目的は決まっておらず、不測の事態に備えて積み立てているものとのことです。

(委員) 繰越金が増えている状況で、独自事業で収益が出ているのであれば、現在、雁宿ホールの家賃や光熱水費を支払っていないので、まずはこれらを支払うべきだと思います。

(担当課) 市側の意向は伝えており、現在協議を始めようとしている段階です。

(委員) 理事や評議員について、充て職で選ばれていると思いますが、それぞれ権限のある役職だと思いますので、責任を持って、その職に臨んでほしいと思います。充て職で理事や評議員を選ぶことはやめた方がいいと思います。

(委員) 今年度、任意で会計監査が入り、会計処理について改善の余地があったと聞きましたが、透明性を確保するためにも外部監査を導入する考えはありますか。

(担当課) 福祉部長が理事の一員であるため、社会福祉協議会に対して外部監査の導入などを提案していきます。

**【審査結果】**：承認（条件あり）

社会福祉協議会全体の今後の経営状況を勘案した上で、この補助金を含めた事業全体の在り方について、社会福祉協議会と市、双方で議論しながら、透明性の保てる事業運営にしていくこと。

開 会（市民委員審査：平成28年10月19日（水） 午前9時）

#### **経済課 補助金－4 耕作放棄地再生作業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地の増加が全国的に課題となっており、この補助金は、それを解消するために土地所有者の代わりに耕作放棄地を再生利用する取組みに対する国の補助制度の上乗せ制度となります。平成22年度から本制度が開始され、154aの耕作放棄地が再生利用され、一定の成果を上げていますが、近年は、基盤整備がされておらず、重機が入れないなど再生利用条件の悪い農地が多く残り、補助実績が上がらない状況です。本年度は、毎年8月に実施している農地パトロールにより確認された耕作放棄地所有者に対し、利用意向のアンケートを行うとともに、「全国農地ナビ」や農地中間管理機構を通じて情報提供し、事業の推進を図っています。

また現在、農地の借り受けを希望される方と協議を行っており、本年度又は来年度に本制度の活用が見込まれています。さらに、遊休農地解消に対する次年度以降の取組みとして、農業委員会制度の改革により、農地利用の集約化の推進や遊休農地の発生防止、解消の推進を目的とした現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されるため、推進委員と協力し、モデル地区を選定し、重点的に活動を行うなど、補助制度の活用と耕作放棄地の予防、解消を図りたいと考えています。

【質 疑】

（委 員）この補助金の実績が上がらない理由をどう考えていますか。

（担当課）この補助金の対象は、雑木が生えたような耕作放棄地で、草生え程度では対象となりません。冒頭の説明と重なりますが、重機を投入しての整備となるため、一定の自己資金が必要となり、この点が実績に繋がらない理由と考えています。

（委 員）重機を使用しなければならない状態の手前の状態にある土地を補助対象とするなど、その緩和を検討したことがありますか。

（担当課）検討したことはありますが、草生え状態にある農地の管理はあくまでも地主に一任すべきと考えており、また、この補助制度が国の補助制度（国の補助対象は、農振農用区域内で自助努力等による再生作業に一定以上の労力を必要とする農地）の上乗せであることから、市単独の新たな補助制度を設立するには至っていません。

（委 員）雑木が生えるほどに荒れた農地も草生え状態にある農地もその管理責任は地主にあるはずで、農地の具合によって、補助対象とするか否

かを変えていては、農地の再生利用に繋がらないのではないかと思います。

(委員) 国の制度に上乘せということですが、補助金等執行協議書に記載の協議額内訳では、国費の記載がありません。この点について、説明してください。

(担当課) 補助制度にはいくつか種類があり、今回の国の補助制度は、申請は市に行いますが、国から申請事業者へ直接給付されるものであり、市を経由しないため、記載していません。

(委員) 農地利用意向のアンケートの結果として得られた耕作放棄地所有者の考えを教えてください。

(担当課) 再生利用を図りたい気持ちはあるが、高齢であることを理由にそれをためらう方が多くいるという結果でした。

(委員) これまでにこの補助制度を活用して再生利用された耕作放棄地は、現在も農業ができていますでしょうか。

(担当課) この補助制度を活用した後、一定期間農業を行わない場合、補助金を返還しなければならないという規定があり、その規定に抵触する事例がないことから、継続利用されていると考えています。

(委員) 前々年度から補助実績がない状況で、今年度の目標値を40aと掲げた根拠を説明してください。

(担当課) 農地法が改正され、耕作放棄地の解消は推進すべきものと改めて位置付けられており、この制度は、耕作放棄地解消のために必要なものと考えているため、見込み分に期待値を含めるとともに、担当課としての姿勢を示す意味でこの目標値としました。

(委員) 平成22年度からこれまでの交付実績を教えてください。

(担当課) 平成22年度が57a、平成23年度が46a、平成24年度が51aとなっています。

(委員) 県内には農業法人として、闊達に活動している団体がいくつかあると思います。そういったところにPRすることで、補助利用が図られるのではないのでしょうか。

(委員) 農業法人や個人から農業を始めたいという相談はいくつかあると思いますが、これまでに挙げられた理由以外に課題となる点はありますか。

(担当課) その他の理由としては、やはり交通等の基盤整備の問題があります。かつては、農地中間管理機構が基盤整備を実施し、農地として貸出す構想もありましたが、実現せず、農業者に委ねられる制度に落ち着いています。農業利用がやりやすい耕作放棄地については、既に農業利用が始まっている状況です。

(委員) 耕作放棄地の所有者と本市で農業を始めたい方を希望する方の双方

の負担が軽減されることを目指して、所有者側に整備をお願いするなどの働きかけを行うことはできませんか。

(担当課) 耕作放棄地の所有者の方にも一定の働きかけは行っている状況です。

【審査結果】：承認

#### 経済課 補助金—14 畜産環境対策推進事業（消臭資材の購入費）補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本市の大きな課題の一つである畜産臭気対策の推進のため、畜産農家に対し、消臭資材の購入費補助を実施するものです。今年度は昨年度に引き続き、消臭に大きな効果が期待される資材（モーレスキュー）の実証実験を行っており、資材の効果が実証されれば全市的に導入することを考えていましたが、アンモニアや硫化水素などの一部の物質において、濃度低減の効果が見られたものの、臭気指数に関して、大きな数値効果が確認できなかったため、全市的な導入を断念しています。ただし、一定の効果は認められたため、補助制度の一つとして採用することとし、本補助制度に残しています。

昨年度の補助金等判定会議では、「複数の補助対象資材ではなく、品目を絞った、集中的な補助制度としてはどうか」とのご意見を付されていますが、いずれの資材も決定的な効果が実証できないこと、農家の畜産施設の立地条件、飼養畜種、使用方法が異なるため、1つの品目に限定することは困難であり、対症療法的ではありますが、当面は現状の資材購入補助を継続したいと考えています。また、長期的な視点として、家畜糞尿を利用したバイオマス発電施設の建設を2つの事業者が計画しており、その動向を見守りながら、酪農組合と連携し、発電事業への参画を考えています。

【質疑】

(委員) 臭気対策について、他市町の対応はどのようなものがありますか。

(担当課) バイオマス事業に乗り出そうとしている市町もありますが、臭気対策事業については、本市が様々な取組みを実施しており、先進的であると判断しています。

(委員) 新生町の辺りに家畜糞尿の乾燥施設が多くある印象ですが、その理由が分かれば教えてください。

(担当課) 畜産農家としては、市街地から離れた場所に施設を建設したつもりが、後から市街地が迫ってくるという状況にあり、都市計画上の犠牲になっているきらいもあるように思います。

(委員) 臭気とはどのように測定するのでしょうか。

(担当課) 臭気測定士という資格を取得している方が測定します。

(委員) 居住地域と酪農地域がこれほど隣接している地域はあまりなく、酪農

地域の傍に女性向けのマンションを建てた際に、問題となった事例もありました。現在は、様々な努力や工夫の成果もあり、以前ほど臭気を感じる機会が減っているように思いますが、居住に対する嗜好性を考慮すれば、この問題はかなり深刻で重大なものだと思いますので、引き続き、消臭資材を始めとする様々な試みを行い、少しでもこの問題が解決するよう努めてください。

(担当課) 臭気に対する苦情は今でもあり、酪農組合の総務委員会でも熱心に議論されているところです。消臭資材の試みを続けることは当然のことながら、その他にも、酪農組合と協力して、各酪農家の方々に、できる限り牧場を清潔に維持するなどの意識付けが行われるよう、努めていきたいと思えます。

【審査結果】： 承認（指示事項）

臭気測定について、引き続き効果の検証を行い、効果があると判断された場合は、その規模を拡大していくこと。

### **経済課 補助金—26 半田市中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

中心市街地に位置する商店街が行うイベント等に愛知県の補助事業を活用し、市が協調して補助を実施することにより、商店街への集客を図り、商業の活性化と中心市街地の活性化を図るものです。中心市街地には半田運河や半六邸、ミツカンミュージアム「MIM」などの観光施設が点在しており、四季折々のイベントと連動することにより市内の回遊性向上と賑わいの創出を図っていききたいと考えています。具体的に、本年度の秋には中心市街地の医療機関（中野整形外科）と連携したハロウィンイベントの開催が予定され、広がりのある企画も生まれており、一定の効果があるものと判断しています。

昨年、本市は観光元年を宣言し、観光事業を大きな柱としており、玄関口である中心市街地の活性化は必要不可欠なものです。現在、クラシティ半田のリニューアルオープンが遅れており、市民から心配の声が上がっていますが、オープンが中心市街地活性化の起爆剤となることを期待しています。

【質 疑】

(委 員) 平成28年度収支予算書の支出の部において、いくつか誤りが認められます。あつてはならないことだと思いますので、厳正に確認するよう努めてください。

(担当課) 以後、注意します。

(委 員) 負担割合が、県、市、半田商工会議所で、1対1対1になるよう制度設計されていますが、収支決算書によると、本事業に係る繰越金

が半田商工会議所の自己資金に含まれています。これでは、実質的に半田商工会議所の負担割合が軽減されることとなり、問題があるのではありませんか。

(担当課) これまで問題として捉えたことがないため、状況を確認させていただきます。

(委員) 成果指標が歩行者・自転車通行量となっていますが、中心市街地に実際に訪れる方は、どのような層が主となりますか。また、どのように集計していますか。

(担当課) やはり周辺に居住されている方が主となります。集計は、毎年秋に職員の立会いによる手集計により実施しています。

(委員) 例年に比べ、今年度の目標値を低い値に設定している理由を説明してください。

(担当課) 今年度に関しては、クラシティ半田の改装に伴い閉館期間が発生するため、例年よりも低い目標値を設定しています。

(委員) たとえば、北二ツ坂の図書館前通り商店街は、自力で地域が盛り上がるよう努力されていて、非常に成果が出ているように思います。中心市街地の商店の方々に前者と同様の思いがあるのか疑問であるため、このまま補助制度を継続してよいのか判断に困ります。

(委員) 次に議題となる「中心市街地まちづくり支援事業補助金」のまちづくり推進事業に係る収支予算書に「にぎわい創出部会」への支出があり、にぎわい創出事業とまちづくり推進事業の棲み分けがうまく成立していないように思います。そもそも「にぎわいの創出」と「まちづくりの推進」は相互に関係し合うものだと思いますので、その位置づけを今一度整理する必要があると思います。

(委員) 中心市街地を形成する商店の活性化に対する思いは、どの程度感じていますか。

(担当課) 「一致団結」という雰囲気はないように感じます。

**【審査結果】：** 承認（条件あり）

より効果的な事業実施を目指し、「中心市街地まちづくり支援事業補助金」との統合を検討すること。

### **経済課 補助金—30 中心市街地まちづくり支援事業補助金**

**【担当課補足説明】**（執行協議書等に関する説明）

まちづくり会社であるタウンマネジメント半田の業務縮小に伴い、これまで当該会社が担っていたまちづくりコーディネート機能を半田商工会議所のまちづくり推進室に移管し、そこが実施するまちづくり推進事業に対して補助を実施するものです。業務を進めるにあたり、新たな視点で事業推進を図るため、

専門家として半田市外の中小企業診断士とコンサルタント契約を締結し、事業の推進を図っており、専門家の意見を取り入れながら、まちづくり推進室が中心となり、地域住民を中心に企業、大学、NPOなどで構成する「はんだまんなかプロジェクト」を立ち上げ、魅力あるまちづくりを進めるための活動を始めています。

具体的な活動として、8月19日、20日に半田運河において、古い街並みとアートを融合させたイベントである「キャナルナイト」を開催し、市内外から多くの人に訪れていただき、本市の魅力の発信と賑わいの創出を図ることができました。また、地域交流拠点を整備し、情報発信やチャレンジショップの実施などを計画し、地域住民が主役となったまちづくりを進めていきたいと考えています。

#### 【質 疑】

(委 員) 先ほどの補助金でも感じたことですが、他の地域で、補助に頼らず事業を進めているところがある中で、中心市街地にのみ、特別に補助制度を設けるのはいかがなものかと思えます。

(委 員) これまで他の委員から「中心市街地の商店には地域を活性化させるという思いが欠けている」との指摘がありましたが、本市全体の人や経済の盛況を考慮した時に、この中心市街地エリアが肝要な部分となることは間違いがないと思っており、地域の商店への意識付けや補助制度の仕組みの改善が図られれば、必ず成果は上がるものと考えています。

(委 員) 「まちづくり」という言葉の中には、具体的にどんなイメージを描いているのか説明してください。

(担当課) 中心市街地の商店街が活性化するとともに、空き店舗を充足し、市民の方々に足を運んでもらえる地域にしたいと考えています。

(委 員) コンサルタント業務の内容などのようなものですか。

(担当課) 今後のまちづくりの進め方の検討や住民アンケートの調査分析が主な内容となります。

#### 【審査結果】： 承 認 (条件あり)

より効果的な事業実施を目指し、「半田市中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」との統合を検討すること。

### **経済課 補助金一6 青年就農補助金**

#### 【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

農業従事者の高齢化が進む中で、持続可能な農業を実現するため、新たに農業経営を開始する青年農業者の確保が必要となっており、この補助金は、新規

就農にあたり、経営が安定するまでの所得として支給するもので、これにより青年就農者の増加と就農後の定着が図られるとともに、遊休農地の減少に繋がるものと考えています。

なお、この補助金は国の制度によるもので、給付金は年間最大で150万円、5年間を限度に市を経由して支給することとなり、主に、親元就農ではなく、新たに参入する農業者を対象としているため、補助金交付後の経営が軌道に乗らない場合もあり、就農後の支援体制を強化していく必要があると考えています。

**【質 疑】**

(委 員) この補助金の対象は、あくまでも事業主として農業に従事される方ですか。

(担当課) その通りです。

(委 員) 半田市には、愛知県立半田農業高等学校がありますが、卒業生が就農する例はありませんか。

(担当課) あいち知多農業協同組合と知多農林水産事務所が主催する「新規就農者激励会」が開催されていますが、農業高校の卒業生が市内で就農する例を聞いたことがありません。

(委 員) 「耕作放棄地再生作業補助金」の議論でも述べましたが、農業法人で働く方が独立して就農することがあるのではないかと思います。農業法人で働く方に独立を促すわけにはいきませんが、そういった方の目に届くPRをすべきではないでしょうか。

(委 員) この補助制度も最近の活用実績がない状況ですが、担当課として、利用促進を図るために何か必要と感じていますか。

(担当課) 新規就農者で経営が安定し、一定の所得が得られるという経済的に良い事例があればこの制度の活用が促進されるのではないかと感じています。

(委 員) これまでこの補助制度を利用し、就農した方が現在も農業を継続しているのか、また、どのような農作物を栽培されているのか教えてください。

(担当課) これまで4名がこの補助制度を利用し、うち3名は農業を継続されています。また、農作物としては、主に米を栽培されています。

**【審査結果】**： 承 認

**都市計画課 補助金—1 ふるさと景観づくり推進事業補助金**

**【担当課補足説明】**（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、「半田市ふるさと景観条例」が施行された平成7年度から、主



に景観形成重点地区内の良好な景観の保全と形成を図るため、交付しているものです。これまでに半田運河周辺地区では、国の登録有形文化財となっている小栗家住宅の保全、景観重要建造物に指定された半六邸の改修、その他に「魚太郎」や新川沿いの「蔵の味」という店の整備などに活用され、近年は、岩滑地区や亀崎地区においても、補助金を活用した良好な景観づくりが行われており、今後も良好な景観形成を期待できることから、継続的な交付が必要であると考えています。平成29年度については、今のところ、予定される案件がないため、協議書の積算根拠には、建物の修繕及び生垣の設置を、それぞれ1件と見込み、90万円と算出しています。

事前に、平成29年度と平成28年度の協議額の違いについて、質問がありました。それについては、追加資料「半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱」の別表2をご覧ください。別表に記載のとおり、行為種別によって、補助率、限度額が決められており、協議額の違いは、行為内容が新築と修繕で異なっていたことによるものです。また、実際の補助の交付にあたっては、同じ行為でも、具体的な内容や規模によって、補助金額に違いが生じることがあります。

#### 【質 疑】

(委 員) 行為種別や具体的な内容、規模によって補助額に違いが生じるということですが、例えば、同じ新築で補助額が異なる場合を具体的に説明してください。

(担当課) 対象物の規模が大きい場合、それなりの費用がかかるため、補助限度額一杯を交付することになりますが、小規模なものとなると、費用も少ないため、そこまではかからず、補助金額の違いが生まれるという具合です。

(委 員) 景観形成重点地区とはどこを指すのでしょうか。

(担当課) 景観計画にて定められているもので、本市では3地区を指定しており、半田運河周辺地区、岩滑地区、亀崎地区となります。それぞれの地区の指定にあたっては、半田市の特徴が色濃く表れている所を、という考えがあり、半田運河沿いの醸造蔵や新美南吉の童話の舞台、また、国の重要無形民俗文化財である潮干祭における山車の曳廻しなどの風景を保存する必要があると判断し、指定に至った経緯があります。

(委 員) 補助金等自己評価表について、(B) 効率性・優先性の項目が5点満点中の1点となっています。このことについて、担当課としての考えを説明してください。

(担当課) 継続的な交付が必要と判断していることから終期の設定を行っておらず、また、景観形成という目的から成果指標の設定が困難であり、

当該項目の点数が伸びない状況です。

(委員) 平成27年度の補助金額が他の年度と比較し、突出したものとなっています。この理由を説明してください。

(担当課) 平成27年度は、半六邸の建物の改修が含まれており、この建物は景観重要建造物に指定されているため、通常の建物よりも補助限度額が高く設定されています。また、昨年度はその他に半田運河周辺地区でも申請が多く、この地区は亀崎地区や岩滑地区よりも先に景観形成重点地区に指定し、良好な景観づくりに取り組んできた経緯があり、またミツカンミュージアム「MIM」の開館により景観形成に対する地域住民の意識も高まっており、この補助制度に対する相談も多く、その結果が表れているものと考えています。

(委員) 交付実績欄を見ると、国費が充てられている年とそうでない年があり、また、その割合もまちまちのようです。国費の補助割合等について、説明してください。

(担当課) 平成27年度交付分から要綱を改正し、国費が投入されるようになりました。国庫対象事業の補助限度額は、通常のものより高く設定されており、補助対象経費の3分の1が交付されるため、記載の補助割合となっています。

(委員) 改めて、この補助制度の活用例を紹介してください。

(担当課) 平成26年度は亀崎地区の景観重要建造物である旧藤友呉服店など、平成27年度は半田運河周辺地区で、半六邸、小栗家住宅の蔵、母屋、住宅棟、(合)水野製材所など、平成28年度は、岩滑地区の赤井戸の屋根や岩滑地区の民家などに活用されています。

(委員) 活用例に民家が挙げられていますが、どのような民家が補助対象となるのですか。

(担当課) 申請者は要綱別表第3に掲げるものを書類で明示しなければならず、これらの書類を景観アドバイザーが確認し、景観形成に寄与していると判断されれば、補助対象となります。

(委員) 利用実績からもこの補助制度が次第に市民に浸透しつつあることが窺えます。住みやすい住居空間の形成に繋がる重要施策だと考えていますので、引き続き、有用な交付に努めてください。

【審査結果】：承認

### **建築課 補助金—1 半田市民間住宅耐震改修費補助金**

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金の根拠となるものは、「半田市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」と「半田市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱」で、半田市木造住宅耐震

改修補助金は、地震発生時における住宅の倒壊を防止することを目的に、耐震改修工事を実施する者に補助金を交付するもので、平成15年度より開始し、平成27年度までに306戸に対して補助を実施しています。また、半田市耐震シェルター等設置費補助金は、耐震改修工事を実施しない場合においても、地震時に人命を守ることができる耐震シェルター、防災ベッドの設置費用を補助するもので、平成24年度より開始し、平成25年度と平成27年度に耐震シェルターへの補助をそれぞれ1件ずつ実施しています。いずれの補助金も地震時の住宅倒壊の抑制と被害の防止に有用なものと判断しており、また、国が耐震化推進の方針を掲げていることから、継続した実施が必要であると判断しています。補助対象は、阪神淡路大震災時に多く倒壊した昭和56年5月以前に建築された住宅（旧耐震住宅）で、耐震診断にて倒壊の恐れがあると判断されたものとしており、耐震改修補助金は、耐震上有効となる工事を行うこと、耐震シェルター等設置費補助金は、65歳以上の高齢者又は障がい者が居住していることを条件としています。次に補助額について、耐震改修費補助金は、対象工事費に対して、限度額は90万円で、地域経済の振興のため、市内業者で改修工事を施工した場合は、40万円を上乗せし、最大130万円の補助額としています。耐震シェルター等設置費補助金は、耐震シェルターに25万円、防災ベッドに15万円としています。平成29年度の協議額は、過去の実績を考慮して算出し、耐震改修費は、市内業者施工分27件、市内業者未施工分3件の合計30件、耐震シェルターと防災ベッドはそれぞれ1件ずつを限度額まで補助することを想定しています。なお、昨年度の当会議において、「市民の生命に直結する事業であるため、この補助制度の更なる周知に努めること」との指示事項を付されていますが、自治区協力の下、耐震診断ローラー作戦の際にこの補助制度のPRし、その周知に努めています。最後に、本年度のこれまでの補助実績について、耐震改修費補助金が15件、耐震シェルターが1件となっています。

#### 【質 疑】

(委 員) 積算根拠のとおり算出すると、協議額に誤りがあるように思います。

(担当課) 訂正させていただきます。

(委 員) 市内の建築物のうち、耐震性のないものの割合を把握していますか。

(担当課) 推定値となりますが、木造の建築物に限定すると、旧耐震住宅が約9,500戸で、そのうち耐震性が充分であると判断できるものを除いた数値が約7,500戸となるため、約8割弱が耐震性のないものと考えています。

(委 員) これまでに306戸に対して補助を交付しているということでした

が、耐震性のない木造建築物がまだまだ多くある状況で、制度の活用状況が芳しくないように思います。その点について、どう考えているか説明してください。

(担当課) アンケート結果から、木造建築物に住んでいる方は高齢者の方が多く、また、耐震改修は自費負担分だけでもかなり費用がかかり、耐震改修せずにそのまま居住したいという意見が多くある状況です。ただし、この補助制度は地震時の被害防止のため必要なもののため、少しでも活用していただければと考えています。

(委員) 高齢者の方が「そのまま居住したい」と考えるのはごく自然のことのように思います。煩雑であった申請書類を少なくするため、要綱の見直しを行ったと記載されていますが、高齢者の方に向けての特別な取組みはありますか。

(担当課) 高齢者の方に限ったことではありませんが、耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判断された住宅に住んでいる方には、防災交通課による家具の固定化の案内や寝室をできる限り高い位置とする説明を積極的に行うなど、地震時の被害を抑制する取組みに努めています。

(委員) 防災交通課の所管する感震ブレーカーは設置希望者の家に職員が向いて設置することで制度利用の向上を図っています。この制度も何か一歩踏み出した工夫を施すことはできませんか。

(担当課) 耐震改修については、専門家が耐震改修設計を実施しなければなりませんし、耐震シェルターに関しても建築業者が施工するため、この段階での支援を職員が行うことは難しいものと考えています。ただし、耐震改修の補助申請がまだまだ煩わしいという面もあるため、耐震診断をされる高齢者の方々には、必要に応じて職員が直接訪問し、書類等の確認を行い支援しています。また、冒頭の説明にあった耐震診断ローラー作戦については、防災交通課と連携し、この補助制度と感震ブレーカーを同時に、個別訪問にてPRすることを予定しています。

(委員) 耐震診断の実施件数は把握していますか。

(担当課) 耐震診断は、平成25年度が120件、平成26年度が96件、平成27年度が86件と推移しており、平成27年度は27件の耐震改修費補助金の利用がありましたが、そのうち10件が平成27年度中の耐震診断が結びついたものとなります。その他の内訳としましては、平成15年度、平成19年度、平成21年度から平成24年度に耐震診断を実施したものがそれぞれ1件ずつ、平成25年度が4件、平成26年度が7件となっており、ここ数年は、耐震診断を実施された方が以前に比べ高い確率で耐震改修工事を実施されていると言える状況です。

(委員) 旧耐震住宅には、空き家が含まれていますか。

(担当課) 旧耐震住宅の推定値は、税務課の管理する固定資産台帳から算出しているため、空き家も含んだ数値となっていますが、内数として空き家が何軒あるかは把握していません。また、以前は耐震診断の対象自体を居住している住宅としていた時期もありましたが、空き家であっても地震による倒壊によって二次災害が起こる可能性は充分にあるため、現在は対象としています。

(委員) 空き家に対してその持ち主が投資することは通常考えにくいことだと思います。現在は旧耐震住宅の推定値に含まれる空き家数を把握していないとのことですが、空き家を除いた旧耐震住宅を母数とした耐震化率を把握するなど、これから耐震改修を実施する方に向けて説得力のある説明ができる体制を整えることが重要ではないでしょうか。

(担当課) 空き家の持ち主に対しては、半田市木造建造物取壊工事費補助制度を用意しており、こちらの呼びかけを継続していきたいと考えています。

**【審査結果】：承認（指示事項）**

人命の確保等、安心安全なまちづくりの基本となる制度であるため、旧耐震化住宅数から空き家を除いた数値を把握し、引き続き、耐震化率の向上に努めること。

## **博物館 負担金—2 あいち山車まつり日本一協議会会費**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

この「あいち山車まつり日本一協議会会費」は、愛知県知事の呼びかけにより、平成28年度から愛知県の特色といえる「山車文化」の発展を目的に負担金を支出しているものです。現在、参加保存団体数67団体、関係31市町の全国最大級のネットワークを活かした愛知県の山車文化に関する幅広い情報発信や保存伝承についての研修会の開催等の相互交流に効果が見られ、今後も、全国最多である5つの祭礼のユネスコ無形文化遺産への登録を契機に、山車文化の保存伝承、観光振興への寄与など、幅広い効果を期待できることから、継続的な負担が必要と考えています。

また、平成29年度の協議額は、今年度と同規模の事業を実施していくため、平成27年12月のあいち山車まつり日本一協議会設立時における合意額に基づき、平成28年度の予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

**【質疑】**

(委員) この協議会が保存、継承を目指す「山車、祭車等」には、亀崎の

夏祭りの山車なども含まれていますが、対象とする山車等の基準等を説明してください。

(担当課) 山車図鑑を作成するという目的もあり、愛知県内にある山車、車楽船等は現在活用されていないものも含めて全て対象としています。

(委員) 県内全ての山車総揃えの実施や県内各地の山車祭りの紹介など、実施可能な事業は多くあると思いますが、この協議会の最終的な展望について説明してください。

(担当課) 山車の総揃えは現実的ではないため、会員相互の情報交換や全国、海外に向けた情報発信による観光振興から始めたいと考えていますが、協議会では最終的な展望にまで、話が及んでおらず、具体的なことが言えません。同規模ではありませんが、全国山・鉾・屋台保全連合会のように、会員同士が協力し合ってその魅力を発信できるようにすることが当面の目標になると考えています。

(委員) 協議会の事務局はどこにありますか。

(担当課) 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室が事務局となります。

(委員) この協議会は、会長である大村県知事が特に注力していると聞いています。会長の思いは、どのようなものなのでしょうか。

(担当課) 「モノづくりあいち」の原点として、伝統文化である山車祭り等を全国に発信することで、その文化の保存と継承を目指すものです。半田市は構成市町の中で対象となる山車が最も多く、その点からも会費の支出は必要と判断しています。

(委員) 加算額の考え方を説明してください。

(担当課) この協議会設立時に山車の輻数に差があるにもかかわらず、会費額が同額なのはいかなるものかという意見があり、20輻を超えた場合に加算額が生じる基準としました。因みに、現在加算額が生じている市町は、名古屋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、豊田市、津島市、犬山市の8市です。

(委員) 今年度の事業としては何を実施していますか。

(担当課) PRのための魅力発信イベント等を実施しています。

【審査結果】：承認

## 生涯学習課 補助金—2 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、昭和54年度から市民の文化意識の向上と芸術文化活動の振興を図ることを目的に交付しているものです。芸術祭を通して、市民が質の高い芸術や芸能等に触れられる機会を提供しており、文化協会会員による文化活動及び文化事業の振興が市民の文化意識の向上と文化の発展に繋がるものであ

り、継続的な交付が必要と考えています。平成29年度の協議額は、平成28年度予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度の当会議において、「1. 会計処理全体が適切に統括されるよう役員全員で関わっていくようにすること。2. 次年度以降は周年事業の基金会計について報告させること。3. 平成26年度が赤字決算となっているため、会費の値上げや賛助会員の増加等の収支改善のための取組みを実施すること。4. 事業規模が縮小することが補助金の減額に繋がりにかぬないことを意識させる指導を行うこと。」以上4点の意見をいただいています。それらについて、まず、会計処理について、内部での意識統一に加え、外部監査を実施するよう指導し、また、会費については、平成28年度から値上げを実施しています。

#### 【質 疑】

(委 員) 平成26年度から平成27年度にかけての繰越金の取扱いが合致せず、非常に不明確なものとなっています。これについて説明してください。

(担当課) 正確な回答ができないため、当該協会に確認させていただきます。

(委 員) 昭和54年度から継続して交付しているとのことですが、継続交付が当たり前になると補助金に対する問題意識等が年々薄れてしまうように思います。その点について、どう考えていますか。

(担当課) 文化や芸術の振興の効果は指標等で表すことができず、目に見えにくいものですが、これまでの本市における文化、芸術の発展は半田市文化協会の力があってこそ生まれたものだとは確信しています。補助額については、約10年前に減額の変更を行っており、また、来年度は、愛知県文化協会連合会芸能大会が半田市で開催されますが、これまで、開催年度にあたる年度はそれに係る費用を補助額に上乗せしていたものを、来年度は支出しない旨を伝えており、協議額は妥当なものとは判断しています。

(委 員) 支出の部の人件費について説明してください。

(担当課) 雁宿ホールにある生涯学習課の一角に、半田市文化協会の事務スペースがあり、週3日職員が勤務しています。その職員の人件費となります。

(委 員) 当該団体の総収入が約300万円ほどであるにもかかわらず、人件費の割合が多いように思います。これほどの人件費が必要なのでしょうか。

(担当課) 文芸部を始めとする7つの部門と54団体、約1,000名の会員の会費回収やそれに係る様々な会計を処理しなければならないため、現在の体制や費用は適切なものとは判断しています。

- (委員) 決算報告書の収入の部にある賛助会費とは何を指すのですか。また、個人会員とはどのようなものでしょうか。
- (担当課) 会員とは別に、賛助会員がおり、事業に賛同される方から賛助会費をいただいています。また、個人会員とは、団体とは別に、文化や芸術に造詣のある方にこちらからお願いし、会員になっていただいたものです。団体数は、年々減少しており、厳しい状況にあると認識しています。
- (委員) 団体数が減少しているのであれば、それに応じて事業費の規模も小さくなるのが通常かと思います。その点についてどう考えているのか説明してください。
- (担当課) 団体数が減少し、会費収入が減っているため、支出は当然削減すべきものと考えています。そこで、人件費の見直しや会報等印刷の内製化を実施して経費を圧縮するとともに、今年度から会費の引き上げを行い収入も確保されている状況です。今後も収入と支出のバランスを注視し、適切な助言ができれば良いと考えています。
- (委員) この補助金の対象は事業費のはずですが、人件費や事務費を適正値にすることも大切ですが、事業規模の減少とともに事業費が削減されないのはおかしいと感じます。その点についてはいかがでしょうか。
- (担当課) 確かにこの補助金の対象は事業費です。繰り返しになりますが、補助額は減額の変更を経ており、また、今年度実施される第31回国民文化祭あいちや来年度実施される愛知県民文化祭、延いては当該団体の40周年事業まで、現在の事業費規模である約190万円を維持しつつ、他の費用の削減分を充てることで拡大したいと考えており、現在の事業費を削減することは考えていません。さらに、この補助金が既得権益化しないよう指導しています。
- (委員) 大きな事業を控えているため、少なくともそれらが終わるまでは事業を縮小する考えはないとのことですが、そのような論理を組み立てるのであれば、費用の必要な事業ごとに補助を用意した方が良いでしょうに思います。この補助金の中で全てを賄おうとするのは問題があるのではないのでしょうか。
- (担当課) 会員及び賛助会員数の維持、増加に力を注ぎ、文化協会自身の収入の確保に努めており、全てを補助に頼ることのない組織作りを実施していますが、平成31年度には愛知県民茶会の開催も予定されているため、当該事業の規模からして、開催の折には、補助を新設することも想定しています。
- (委員) 個人的な意見として、高齢化が進み、高齢者の趣味が多様化する中で、趣味を謳歌する機会や場が増え、文化協会の意義が薄れていくのではないかと感じています。文化協会の展望についてどう考えて



いるか教えてください。

(担当課) この事業は、廃止されたとしても、市民生活に大きな支障が生じるものではありません。しかしながら、本市がこれまで知多地域の文化の中心でいられたのは、当該協会の活動によるものが大きいと感じています。また、雁宿ホールを本市の文化芸術の拠点として位置付け、文化活動の活発化を推進するとともに、子どもたちに向けて地域の郷土芸能を積極的に教えている現状で、当該協会の意義は非常に肝要なものであると考えています。

(委員) 平成27年度事業報告に記載の各事業にこの補助金からいくら充てられたのか分かりますか。

(担当課) 資料を持ち合わせていないため、詳細な回答はできませんが、おおよその内訳は、芸術祭に111万円、広報に32万円など、積算根拠欄に記載のとおりです。

(委員) 事業報告には様々な事業が記載されており、文化振興のために様々な活動が行われていることが分かります。当然のことながら、これらの事業に、この補助金が間接的に充てられていると考えて良いと思いますが、これらの事業のポスター等には本市が補助を交付している証がありません。主催団体は補助金が活用されていることを意識しているのでしょうか。

(担当課) 確かにこの補助金が充てられている事業のポスター等には、その証となるような何かを記さなければならないというような規定がないため、来年度以降の主催団体に話をして、意識付けを図りたいと思います。

(委員) 始めの議論に戻るようですが、事業費補助ありきで話が進み、補助を充てるべきか疑義が生じるような事業にまで補助が充てられている状況にあるように思います。補助ありきではなく、本来どの事業に充てるべきなのかを整理し、文化協会に説明する必要があるのではないのでしょうか。

(担当課) 県内他市の文化協会に対する補助を調査し、検討したいと思います。

(委員) この補助制度は、これまでの多くの指摘事項を踏まえて改善され、今に至ると考えていますが、本来補助を充てるべきものを厳格に見極めるための視点を忘れないでください。

【審査結果】：承認（条件あり）

本来、補助金を充てるべき事業の整理に着手し、ある一定の方向性を見出すこと。

**生涯学習課 補助金—3 青少年健全育成活動補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成3年度以前から「青少年の健全育成の推進」を図るため交付しているもので、青少年の非行防止、環境浄化、社会奉仕活動、親子ふれあい事業などに活かされており、次代を担う青少年が心豊かに健やかに育つための取組みは重要であることから、継続的な交付が必要と考えています。平成29年度の協議額は296万円で、スポーツ少年団2団体が解散したことにより、昨年度の協議額と比較し、4万円の減額となっています。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、「1. 少年を守る会の活動内容が形骸化していないか確認すること。2. 当該団体の本来の目的に収まる事業となっているか検証すること。3. 補助額が一律であると、予算を消化するために事業を実施する構図となりかねないため、事業内容に応じて補助を支給する方法を検討すること。」以上、3点が付されています。これらについては、会合において、会長が交代しても、事業の継続性を図るとともに、地域の活動へ積極的に参加するよう働きかけるとともに、補助金は、親子ふれあい事業、巡視活動及び啓発活動に対し補助するもので、その活動回数などの補助の考え方を示し、地域の実情に沿った活動とするよう指導しました。併せて、親子ふれあい事業については、少年を守る会の連絡会において、事業の実施結果を報告してもらうようすることで、その目的や成果についても、各地区で共有できるよう改善しています。

【質 疑】

（委 員）半田市少年少女発明クラブについて、多額の繰越金の理由と積立金の使途について説明してください。

（担当課）当該クラブは昨年度10月に設立された新しいクラブで、本市は今年度から補助金を交付しています。当該クラブは事業の実施に必要な設備等の資金として寄付を受けており、それを全て初年度で使い切るものではないため、繰越金として計上しています。そのため、これからの事業実施のための目的のある繰越金となっています。また、積立金については、周年事業に充てるためのものと聞いています。

（委 員）半田市少年少女発明クラブの運営主体はどこでしょうか。

（担当課）ツカサ工業株式会社です。

（委 員）亀崎地区少年を守る会など、いくつかの団体の会計決算に総収入と総支出の差額として差引残高が記入されていますが、総支出の中に繰越金を含んでいるため、意味がありません。このような記載は適切でないように思います。また、青山地区少年を守る会の会計報告について、収入額と支出額が合致せず、報告書としての機能を有し

ていません。さらに、半田スポーツ少年団の平成28年度収支予算書支出の部の摘要欄も記述内容に誤りがあります。このようなミスは指摘をしなければ直らないので、担当課として厳正に確認し、指導してください。

(担当課) 今後、このようなことがないよう確認します。

(委員) ガールスカウト半田会について、年を追うごとに会員が減少しているにもかかわらず、補助額は一定です。この点について、どう考えているのか説明してください。

(担当課) 習い事や塾など、子どもたちが活躍する場や機会が増えたことが、会員数の減少に繋がっていると思います。ただし、ガールスカウトが推進する奉仕活動や清掃活動は非常に重要なものであるため、引き続き補助金を交付したいと考えています。補助額の引き下げについては、当該団体と話をしたいと思います。

(委員) 成岩地区少年を守る会は地区負担金として、世帯当たり50円を地区からもらっていますが、亀崎地区少年を守る会では世帯当たり40円の負担です。自治区でも同様のことが言えるのですが、こうした負担金額は、各地区によってまちまちであり、地区等から得られる収入の基準額に差があるにもかかわらず、他の地区と同様の補助額を得ようとするのは問題があるのではないのでしょうか。地区からの負担金について、一定の方向性を打ち出し、指導することはできないのでしょうか。

(担当課) 今のところ、各会から地区の負担金について、意見が出たことはありませんが、負担金の基準が一律でない現状を各会や地区に説明し、意見を聴取してみたいと思います。

(委員) このような会の会長は年度によって交代することが多く、課題や現状を引き継げない事例が多くあると思います。時には、課題や好例をこちらから教示することで、解決に向かうこともあると思いますので、そういった体制を整えてください。

(委員) スポーツ少年団と地区のスポーツクラブは連携しているのでしょうか。

(担当課) スポーツを通じて子どもたちの健全な育成に寄与するという目的は共通のはずですが、団体同士の意思疎通ができていない印象を抱いています。密に連携することで、事業にも幅ができ、活動内容も柔軟になるように思いますので、そのような形になるよう改善を図りたいと考えています。

(委員) 半田市スポーツ少年団について、平成27年度の収支決算報告書によると県補助金が交付されていないようですが、この経緯を把握していますか。また、事業費の予算額と比較し、決算額が少ないよう

に思います。何か理由があれば、説明してください。

(担当課) 県補助金については、把握していません。事業費の決算額については、予定していた研修会を講師の都合により、開催できず、この額になったと聞いています。

(委員) 乙川地区少年を守る会の決算報告に、ふれあい活動費として、各校への助成金の支出があります。この助成金の使途は、報告されていますか。

(担当課) 助成金の内訳については把握していません。

(委員) 青少年問題協議会に少年を守る会から委員が選出されていると思いますが、他の構成員を教えてください。

(担当課) 市長が座長となり、子ども会連絡協議会やPTA連絡協議会、保護司会などから選出されています。

**【審査結果】：承認（条件あり）**

少年を守る会の会計報告書を統一化するとともに、少年を守る会を含めたこの補助金の交付団体の会計処理に問題があるため、本年度の決算報告より是正を図ること。少年を守る会への地区による支援体制について一定の方針を定めることができるよう検討すること。

開 会（市民委員審査：平成28年10月20日（木） 午前9時）

### **観光課 補助金－1 半田市観光協会補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

観光協会は、観光案内業務はもとより、イベントの企画運営、関係事業者との調整や、観光情報発信など、本市の観光振興に大きく貢献しており、平成18年に民間移行してから、補助金を継続して実施しております。

昨年度、新たな観光施設がオープンし、今後、これらの施設を活用し、回遊性の向上や広域観光の推進、担い手の育成などをより一層図る必要があります。観光協会の担う役割はますます重要となってきます。

補助金に関しましては、観光協会が担う事業に必要な人件費及び事業費を補助することとし、人件費は、観光協会の運営に係る1,200万円を基準額とし、3分の2の800万円を補助金の上限としており、また、事業費は、観光協会が主体的に実施する事業として200万円を補助金の上限とし、合計1,000万円を上限として補助することとしています。

来年度についても重要な役割を担ってもらうことから協議額は今年度と同様の基準により補助するものとしております。

次に、事前質問として、村上委員から2点の質問をいただいておりますので、説明させていただきます。

まず1点目、観光協会の理事や職員の体制を明確にし、現状の規模が適切であることを確認したかという質問についてですが、観光協会の体制は、観光振興業務8名、アイプラザ半田指定管理業務7名、広域観光推進臨時職員1名の計16名です。このうち補助金対象となるのは、観光振興業務の正規職員の3名分であり、これは、蒲郡市、岡崎市、豊川市など観光に力を入れている自治体と同数であることから、規模は適切であると判断しております。

次に2点目、自主事業の収益をアップする姿勢はあるか、また、目標はどれくらいかという質問についてですが、自主事業については、今後、新たな取り組みとして、「観光コーディネート有料化」や、収益性を見込める「新たな指定管理事業」への挑戦などを考えており、目標としては、将来的に、自主事業収益を確保し、経営上自立できるような組織を目指すとのことでした。

【質 疑】

（委 員） 質問の回答の中で他市と比較し、適切であるという回答でしたが、他市の事業規模はどれくらいか教えてください。

（担当課） 蒲郡市は8,700万円、岡崎市は花火が含まれているということで3億2,700万円、豊川市は5,100万円の事業規模になっ

ています。半田市は、アイプラザ等の指定管理料も入っているため  
8,600万円です。

(委員) 観光協会はNPO法人ですが、約3%の事業収入というのは随分低いと思います。将来的に経営上自立できる組織を目指していきたいと回答していましたが、いつまでに自立するなどの目途はありますか。

(担当課) 明確な目途はありませんが、将来的に新たな指定管理事業に挑戦していき、その中で自主財源を生み出していきたいです。

(委員) 平成28年度の予算において、事業収入が減っていますが、その理由を教えてください。

(担当課) 委託事業について現在わかっている事業のみを挙げていることと、委託事業の金額が年度によって変わるためです。

(委員) 観光協会がアイプラザ半田を指定管理で受託していますが、指定管理にしたことによる効果を教えてください。

(担当課) 金額的な効果ではなく、情報発信拠点としての効果で利用者が増えました。

(委員) 活動計算書についてですが、平成26年度と平成27年度を比較して、水道光熱費が増えた理由を教えてください。

(担当課) 水道光熱費に関しては、アイプラザ半田の指定管理を受託したことによって、そこでの水道光熱費が増えたためです。

(委員) 委託費と補助金の使途を分けて明確化するために事業の実績報告書が必要だと思います。

(委員) おもてなし事業で、平成27年3月期と平成28年3月期を比べると前年比50パーセント程、催事事業も10分の1以下、商品販売も3分の1ほどに減少してきて、アイプラザの指定管理事業があるので、今までやってきた事業は縮小しているようにみえますが。

(担当課) 観光協会が自主的に行う事業が増え、また地域の方や地域のNPOの方に事業を移し自立するという点で観光協会の役目を果たしており、事業規模が縮小しているわけではありません。

(委員) 観光課は担当課として補助金等を支出するだけでなく、観光協会が収益を上げることができるよう仕組みを作って、自立しやすくするための指導が必要だと思います。

(委員) 観光協会の役割と、観光課の役割を説明してください。

(担当課) 観光課は観光の方向性を位置づけ、実際の事業の担い手は観光協会が中心だと思います。

(委員) 半田市として観光がどのくらい大事なのかという位置づけをしないといけないと思います。半田市全体の観光をコーディネートし、下支えする観光協会が経営自立を目指せるように指導していくことが

必要です。

【審査結果】：承認（指示事項）

自立的な経営を目指すために今後も協議を続けること。

観光課と観光協会の役割分担を明確にし、双方のその方向性を共有すること。

**観光課 補助金－２ 半田市山車まつり PR 事業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、春の山車祭りを観光資源として情報発信するために、観光の視点で作成していただけるポスターの作成に係る費用の一部を補助するものであります。

春の山車まつりを、行政と地域が連携し、共に情報発信することで、祭りの担い手の意識の醸成とともに来訪者の増加や地域の活性化などを図るものであります。

各地区が作成するポスターについて、製版等に係る費用を上限5万円として補助することとし、補助条件としましては、開催地区、日程、アクセス方法を記載すること、また、制作部数は500部以上、そのうち50部以上は市外の掲示することとしております。

平成28年春の山車まつりでは、全体で18万8千人の方に訪れていただいております。来訪者は増加しております。今後、亀崎地区のユネスコ無形文化遺産登録、5年に一度の「はんだ山車まつり」も控えており、地域と一体となったPRの一層の推進を図っていきたいと考えております。

協議額としましては、平成27年度は7地区でポスターを作成していただいております。残り3地区に関しても前向きに検討していただいておりますので、10地区分の、50万円とさせていただきます。

【質 疑】

（委員）この補助金に対して、各地区の意見はどういったものがありますか。

（担当課）この補助金ができることにより、新たにポスターを作っている地区もあり、いろいろなところに掲載できてよかったという意見を聞いています。

（委員）平成27年、平成28年に実施しない3地区というのは、同じ3地区ですか。またこの補助金は、平成26年度からスタートですか。

（担当課）同じ地区です。平成26年度に開始し、7地区に補助しています。

（委員）補助の目的に来訪者の増加を挙げていますが、実績値を見る限り大きな変化はしていない気がします。

（担当課）確かに平成27年度よりも平成28年度では来訪者数が増えました

が、平成26年度よりは増えていません。

(委員) ポスターを作成した影響による来訪者のカウントはどのように実施していますか。

(担当課) ポスターを見て来たという人だけをカウントすることは難しく、ポスターのみの効果を出すのは困難です。

(委員) 最初の目的としては、ポスターを作ったら最低50枚は市外に貼ることで、市外の人に半田の祭りをPRしていくことだったと思います。ポスターの効果として、PR用に作成するというのであれば、観光協会とタイアップして名古屋駅や金山駅に貼ること等も考えた方がいいと思います。

**【審査結果】**：承認（指示事項）

マナー化することなく、各地区の山車組にさらに効果的なPR事業の活用を求めていくこと。

### **観光課 補助金－3 はんだ山車まつり開催費補助金**

**【担当課補足説明】**（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年10月7、8日に開催される第8回はんだ山車まつりの実施に必要な事業費の一部を平成28年7月27日に発足した実行委員会に補助するものであります。

はんだ山車まつりは、ご存じのとおり、本市最大のイベントであり、前回は53万人の方に来場していただきました。経済効果の大きさは言うまでもなく、全国の方に本市の魅力を知るとともに、来ていただく絶好の機会でもあります。

平成29年度の協議額としましては、第7回と同様、2億円の予算規模での事業実施を想定していることから、協議額についても前回と同額の1億円としております。

なお、基金については、適正に管理するため「はんだ山車まつり基金」及び、民間委員等で構成される「はんだ山車まつり基金管理委員会」を設置し、ルールに基づいた管理運用を図るとともに、第8回はんだ山車まつりに向けた継続PRのため事業費として、年度ごとの計画に基づいた活用を図りました。

**【質 疑】**

(委員) 補助金は清算するのが大原則であるにもかかわらず、残額を何千万円単位で保存会側に基金として積むようになっていますが、実施の年度以外に継続PRに使った用途を教えてください。

(担当課) 前回の山車祭りからいいますと、基金に送られた額は約1,204万円で、平成25年度では南吉生誕100周年の山車揃えや知多半



島観光物産展でのお囃子とからくりで約60万円、同様に平成26年度では約76万円、平成27年度は約91万円、また平成27年度は赤レンガ建物のオープニングセレモニーでのからくりで9万円の支出がありました。平成28年度最終的に実行委員会に戻した金額が約976万円です。合計で約228万円を使ったこととなります。

(委員) その内容ならば、はんだ山車まつり開催費補助金で支出すべきものではないと思います。補助金の使途が違うと思います。

(担当課) これははんだ山車まつり開催のためのPR事業という位置づけです。

(委員) それでは山車のためなら何にでも使えるお金になってしまうのではありませんか。基金の使途について、定めた要綱等がありますか。

(担当課) 基金委員会の要綱は定めてありますが、何に使うという明確な使途は決められていません。今後5年に1度の山車まつりに特化した要綱を作り整理したいと思います。

(委員) 一億円という大きな金額になりますので、使途を明確化し執行を監査するべきだと思います。

(委員) 山車まつりの内容に関して、毎回同じことをしているとリピーターが減ってくると思いますので、マンネリ化しないように見て楽しめる山車まつりにしていくよう是非考えてください。全体の決算を監査するのは誰ですか。

(担当課) 会計管理者と金融協会の会長です。

【審査結果】：承認（条件あり）

基金の使途を明確に定めた要綱等を整備すること。

演出等がマンネリ化しないように心掛けて事業実施すること。

## **観光課 負担金－5 竜の子街道広域観光推進協議会負担金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、醸造という共通の文化を持つ半田・西尾・碧南・常滑の4市が連携し、地域間交流の拡大や広域観光の推進を図ることを目的として、地方創生推進交付金事業の実施を機に設立した協議会に対し補助するものであります。

平成28年度につきましては、各市町1,000万円ずつを負担し、合計4,000万円の事業費により、観光動向調査、モニターツアーの造成、新メニューの開発、PRイベントの開催、多言語版広域観光プロモーション映像や情報誌の製作などを実施しています。

平成29年度については、平成28年度に作製したPR動画なども活用し、

開発した新メニューやモニターツアーにより造成された旅行商品を情報発信するなど、4市連携でのプロモーション等の事業を推進します。

なお、協議額としましては、プロモーション活動に必要な400万円を各市町に等分した100万円とするものです。

**【質 疑】**

(委 員) 予算書の支出の部の事業費に記載の竜の子街道プロジェクト委託料3,600万円とありますが、この内容を教えてください。

(担当課) 基本的な事業内容は「竜の子街道広域観光推進協議会事業計画について」の項番2にあるとおりです。

(委 員) 事業内容に含まれている観光動向調査の結果をどう活用するのか、半田市観光課の意見をどう反映させているのかを教えてください。

(担当課) 観光動向調査については、半田市が観光を推進していくにあたり、次の施策を考えるための計画づくりには重要で、現在半田市が中心となっている調査です。会議等では半田市の意見を大きく反映している状況です。

(委 員) 半田市の意見を大きく反映させていくという考えですが、平成28年度の負担金が1,000万円で、平成29年度が100万円とかなりの減額となっています。観光課の考えと事業費のバランスが合っていないのではないですか。

(担当課) 平成28年度は、初年度ということで観光動向調査やPRのためのDVDや雑誌、旅行商品等の準備、新製品の開発等をしたため、多額の費用がかかりましたが、平成29年度はそうした費用が必要なくなるため、減額となっています。

(委 員) 昨年の予算書を見ると西尾市、碧南市、半田市と常滑市の順で負担している金額が違うと思いますが、どうしてですか。

(担当課) 予算書の支出の部にあります「全国醤油サミット事業費」と「食と芸術の祭典ニシオンナーレ」については開催市が負担しておりますので、金額が異なっています。共同事業の部分については、均等割りです。初年度は全市1,000万円、次年度からは100万円ずつ支出となります。

(委 員) 平成28年度の委託事業を行ったことによって得られた成果と、それを平成29年度の事業費にどのように反映しているか教えてください。

(担当課) 平成28年度は名古屋文化短期大学に委託し、各市町2品から4品の新製品を開発しました。今後は、観光動向調査の結果を考慮しながら、開発された新製品をPRし、名産品、名物として売り出していこうと計画しています。また、4市を巡るツアーを企画すること

により、誘客促進を図っていく方針です。

(委員) 平成29年度事業における大手旅行会社取扱い促進費とサポートセンター運営費は、どういった支出ですか。

(担当課) 4市を巡る旅行ツアーを企画することで、その取扱いをしてもらう委託費となります。サポートセンター運営費は、実際に旅行の受付や人数調整、中止などの事務処理をお願いする費用となります。

(委員) そういった部分は全て委託に出す予定ということですか。

(担当課) 将来的には、旅行会社が商品化したものを補助金なしで運営できるようにしていきたいと考えています。

【審査結果】：承認（指示事項）

引き続き協議会を支援し、積極性を持って取り組むこと。

### 都市計画課 助成金－1 みどりのまちづくり助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、昭和62年度から緑のまちづくり条例に基づき、緑の適正な保全と緑化を推進するため交付しているものであり、平成27年度実績は、指定保存樹については51本、生垣設置においては138件（2,164.6m）が実施され、緑地保全並びに緑化推進に寄与しており、今後もみどりのまちづくりの推進が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えております。

平成29年度の協議額は、積算根拠に記載のとおり、保存樹は51本で1本当たりの助成額が2,000円であるため10,2000円を計上しました。また、保存樹のうち市の木であるクロマツについては、松食い虫から守るため3年に一度、白山神社と鳳出観音教会（有楽町）において樹幹注入を実施しておりますが、平成29年度は3年周期の空きの年度であり計上をしておりません。

生垣設置は近年の実績から30mとし、1m当たりの助成額が2,000円であるため6万円を計上しております。

今までは生垣設置だけでしたが、それに加え、来年公表予定となっております「緑の基本計画」の「緑化重点地区」内の方針に基づき、民有地の沿道緑化に対する助成を新規計上し、中心市街地の緑化を推進していきます。民有地緑化は手入れを持ち主が行うため有効であると考えており、具体的な内容は、道路沿いから見える範囲において、高木を1本以上若しくは3㎡以上面積を植栽する場合、補助率を対象経費の2分の1とし、1件当たりの限度額を10万円と定め、3件分の30万円を計上しております。補助額の総合計は46万2千円で、前年度より25万4千円増額しております。

事前に質問いただきました「緑の基本計画」につきましては、半田市における緑の将来計画を示したもので、平成8年度に最初の「緑の基本計画」を策定しております。その整備内容が概ね完了した為、今回新たな「緑の基本計画」を策定してスタート致します。その内容としまして、現在の半田市の緑化状況を把握した上で、3つの柱（つながる緑づくり・伝える緑づくり・活力を生む緑づくり）を決め、それぞれの方針と実施施策を定めております。また、計画の重点施策として、知多半田駅前からJR半田駅周辺及び半田市役所や半田病院までのエリアを「緑化重点地区」として緑の形成に力を入れる区域として定めております。

#### 【質 疑】

(委 員) 民有地緑化をするのは、どういう経緯ですか。

(担当課) 民有地緑化については、愛知県の「森と緑づくり事業」で既に補助金制度がありますが、この制度による補助金の対象は、面積規模が大きく、結果的に企業や店舗が対象となってしまう、一般家庭では実施が難しいことから、もっと使いやすい制度をと考え提案しました。

(委 員) 沿道緑化は、配布された緑化重点地区の緑化イメージ図にある、青い点の部分しか申請出来ないものですか。

(担当課) 緑化イメージ図にある赤枠が緑化重点地区であり、その範囲内であれば申請は可能です。

(委 員) 半田運河周辺は景観形成重点地区でもあるため、ふるさと景観づくり推進事業補助金とみどりのまちづくり助成金が両方取得可能な地区となりますが、他の地域とのバランスはどう考えますか。

(担当課) 景観重点地区は街並み全体を綺麗にしていく、緑化重点地区は潤い空間として緑を増やしていく方針であり、地区が重なっているのは否めませんが、別々の観点での位置づけとして考えています。

(委 員) 緑化重点地区はどう選びましたか。

(担当課) 今までの計画で緑化重点地区に指定していた乙川中部区画整理が概ね完了したため、次の緑化重点地区を考える中で今後区画整理を行うJR半田駅前等、中心市街地の活性化という観点から市民が身近に緑化を感じることでできる空間を整備するという事で中心市街地を選定しました。

(委 員) 数年に一度重点地区を変更していくということですか。

(担当課) 計画の改定の際に、当該地区の整備計画が達成したと判断されたときは、次の地区へ移行されます。

(委 員) 緑化イメージ図の青い点は、沿道緑化という記載がありますが、実際には緑化が進められる可能性が低いような場所である気がします。

緑化できる可能性が低いのであれば、今回の民有地緑化に補助する目的を達成できないと思います。もし、本気で、知多半田駅から半田病院までの区間の緑化を進め、うるおい空間を作りたいということであれば、青い点の部分は補助率を変えるなどの工夫も必要だと思います。

(担当課) 緑の基本計画の基本スタンスからすると、公共施設での緑化はある程度進められてきており、次にやることと言えば民有地緑化となります。現行制度としては生垣に対する補助がありますが、それに加えて民有地緑化の選択肢を増やしたいという思いから提案しています。今回に関しては、民有地の緑化を進める第一歩という思いで制度設計を考えました。

(委員) 景観を考慮すると部分的に緑化をするのではなく、連続性がある方が良いのではないですか。

(担当課) 確かに街路樹が並ぶことで連続性が持てることは良いことだと思いますが、点在することでも、ひとつひとつの空間をより良いものにすると思いますし、価値のあるものだと考えます。

(委員) 半田市として半田のまちづくりをどうしていきたいかをきちんと計画しなければならないと思います。民間に任せるばかりでなく、自分たちで変化させていけるようなプランでないといけないと思います。

(委員) 市民の協力によって緑化を推進することより公園等の緑化をもっと充実させることの方が、行政が積極的にできることだと思います。このエリアで沿道緑化ができるイメージが湧きません。

**【審査結果】**：承認（条件あり）

中心市街地を含めた市内の緑化を進めていきたいという思いは伝わったが、今の方法では投資効果はないと思うので、いろんな方の意見を聞き、課内で制度設計を見直すこと。沿道緑化部分は却下し、協議額162,000円へ変更すること。

#### **都市計画課 負担金—4 衣浦港振興会負担金**

**【担当課補足説明】**（執行協議書に関する説明）

この負担金は、昭和34年から、民間視点での衣浦港の利用促進、地域振興、産業経済発展のための活動に対し交付しているものであり、この組織の要望活動等が、衣浦港の改善や利用促進の大きな要因になっています。衣浦港の重点港湾選定におきましても、この民間の要望活動の貢献度は大きく、今後もこの組織の活動は不可欠であり、継続的な交付が必要と考えております。

また、協議額につきましては、積算根拠に記載のとおり3市1町の負担金を定額60万円とし、特別とん譲与税の分配率で算出しています。

事前質問の1.「特別とん譲与税」の意味につきましては、外国貿易船の入港に対し、船舶のトン数に応じて課される特別とん税（国税）収入相当額が、一般財源として譲与されるものです。衣浦港は、半田市・碧南市・高浜市・武豊町の3市1町で案分した額が譲与されます。

事前質問の2.「財政調整基金特別会計」については、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、特定の事業を行うため一般会計と区別して設置し、その歳出に充てるものです。使途について、事務局である半田商工会議所に問い合わせたところ、別紙回答のとおり平成29年度に実施する衣浦港重要港湾指定60周年記念事業に充てる予定とのことですが、近い将来予想される大規模地震への備えも必要であるとの意見もあり、来年度の周年事業について、災害への備えも含め、これから詳細を検討するとのこと。

#### 【質 疑】

(委 員) 周年事業は10年ごとに行っており、その都度記念品を作成し、会員に配布しているように思いますが、実施する必要性はありますか。周年事業にお金をかけるなら災害の備える方が市民にとって有効ではないですか。

(担当課) 周年事業の必要性については、ご指摘の通りだと思います。事務局の担当に意見したところ、今後の記念事業はもっと実になることを考えていくと言っており、半田市からもユネスコに登録予定の亀崎潮干祭を見るクルーズ船ツアーや周遊船等の提案をしています。

(委 員) 定額の60万円はどのように積算されていますか。また、半田市の立場は、会員ですか。

(担当課) 定額60万円の積算根拠は、30数年前からの交付のため不明です。半田市の立場ですが会の構成員ではなく、顧問で市長、参与で建設部長です。会費は支払っておりません。

(委 員) 前年度の補助金等判定会議の承認条件に不要な事業は廃止し、財政的にも実効性と効果を図る中で適正な事業規模にするよう事務局に訴えていくとあり、改善点のところにも見直しを求めたとなっていますが、今回の予算がそれを反映されたとは思えません。

(担当課) 次年度については基本的に事業は変わっておらず、具体的な改善はみられませんでした。今後はこれまで通りでなく必要な事業を考えていくと聞いています。また半田市として、衣浦港の振興や発展につながるような事業を検討するよう要請をしています。

(委 員) 平成26年度と平成27年度の決算書の予算額ですが、一般事業費の予算が2年とも270万円で組まれており、予算消化できていな

いにもかかわらず、28年度も270万円を組んでいます。全体的に計画が甘いと思います。多額の繰越金を残す結果であるなら、会費で賄えるので負担金は必要ないのではないですか。

(担当課) ご指摘の通りですが、繰越金の使途について総会まで一定の運転資金が必要だとは聞いております。繰越金として余らすのではなく、必要な事業を実施して欲しいと事務局へ要望していますが、実現できていません。

(委員) 繰越金があるので、周年事業を企画しているように見えてしまいます。60周年記念講演開催費の120万円は高額だと思いますが、内容を教えてください。

(担当課) 講演料が高額な著名人を呼ぶようなことはないのですが、飲食代等も含まれているのではないかと思います。半田市としては、高額な講演会ではなく、もっと民間の力を発揮した衣浦港を活用していく事業を考えていくよう、事務局に働きかけが必要だとは思っています。

(委員) 衣浦港を効果的にPRできるようクルーズ船周遊のような魅力的な企画をして欲しいです。

【審査結果】：承認（条件あり）

毎年繰越金が多く残っている現状があるので、引き続き事業内容が明確になるような効果的な事業に充てていくよう提案をしていくこと。

## 子育て支援課 補助金－2 半田市放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、民設民営で事業展開していた平成17年度に各クラブを運営する事業団体等からの要望により、施設の環境改善を目的に交付を開始したものです。児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブ施設に運営上必要な施設改修や備品購入に対して補助を交付することにより、各事業団体の負担軽減を図るとともに、運営環境の改善を図るものです。平成25年度までは3年に1度、該当する5団体に50万円ずつ交付していましたが、平成26年度からは各団体からの申請に基づき、その内容を審査した上で、1団体当たり30万円を上限として交付しています。

平成27年度に新たに国の放課後児童健全育成事業の運用基準等が定められたことにより、本市としても児童健全育成の更なる充実を図るため、昨年度1月に本市における放課後児童クラブの方針を策定し、事業を推進することとしています。その方針の中に施設維持管理に関する補助制度の充実が掲げられており、この度「半田市放課後児童健全育成事業施設整備等補助金交付要綱」を改正し、環境整備が不十分な団体に対して支援を実施することで、団体間の格

差是正に努め、児童の保育環境の向上が図られるよう改善しています。今後の施設設備の安全確保や環境改善のため、継続した交付が必要と考えています。

なお、平成29年度の協議額は、各団体からの要望に基づき、実施内容を確認し判断したもので、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

【質 疑】

(委 員) 補助対象となる団体が13団体とありますが、平成27年度の交付実績が8団体で、今年度は16団体の見込みとなっています。実績数がこの数字になる理由を説明してください。

(担当課) 冒頭の説明と重なりますが、平成25年度までは3年に1度の周期で毎年5団体に交付しており、平成26年度からは申請制とし、内容を審査の上、予算の範囲内で優先順位の高い団体に交付することとしています。今年度も同様の方法で、10団体に交付する予定でしたが、国の新たな補助制度の設立で、国費による追加の補助金が交付されることとなったため、現時点で16団体の見込みとなっています。平成29年度については、現時点で13団体の申請を見込んでおり、記載の数値としています。参考までに、本市の全児童クラブ数は、全18団体となっています。

(委 員) 交付実績等によると、今年度の交付内訳の中に、先ほど説明のあった国費が含まれていますが、これは単年の補助制度という理解で良いですか。

(担当課) 今年度の国の補正予算により放課後児童健全育成事業の充実を図るために単年の制度として設立されたものです。国の制度の補助対象は、当該事業を推進するために必要なOA機器等と定められており、該当する範囲内で必要なものがあるかを各児童クラブに照会をかけ、記載の数値となっています。来年度以降の国の補助制度については現時点で計画されておらず、仮に継続されるのであれば、年度途中で変更協議を行うこととなります。

(委 員) 国策として国が単発の補助制度を用意することはよくあることですが、そうした場合、国の補助制度の終了とともに、市の補助制度も終了することが通常かと思えます。この補助金が国の制度の終了後も継続される理由を説明してください。

(担当課) 今回単年度の補助事業が設立されたOA機器等の他に、施設の大規模修繕に係る補助制度を国が用意しており、また、放課後児童健全育成事業の運用基準等が新たに定められたことから当該事業が推進されていることが窺えると思えます。本市の各事業団体が必要としているものは小規模な改修や備品購入となりますので、この部分については、前年度以上の費用をかけても継続して補助を交付して



いきたいと考えています。

(委員) 費用をかけても継続したいということですが、事業団体の中には建物や部屋を借りて、児童クラブを運営している団体があるはずですが。仮に子どもの数の増減があり、借りている建物等が合わなくなった場合や現在借りている建物等の貸主が賃貸を止め、立ち退くことになった場合に、改修費が無駄になるように思います。学校の空き教室を使うなど、一定期間その場を使用するという担保がある団体のみを対象としてはどうでしょうか。また、協議額を今年度分と比較し、市費分が2倍以上の計上となっており、本当にこれほどの額が必要か疑問です。それら2点について、説明してください。

(担当課) 自前の建物等を持っているか、借りている建物等が複数年契約かどうか、補助交付の適否を図るための判断材料の一つとし、その都度審査しています。そのため、来年度小規模改修の補助交付を予定している事業団体はほとんどが自前の建物で児童クラブの運営を行っているところとなります。また、協議額については、これまでの補助上限が30万円であるため、その自己負担の大きさから、改修に踏み切れなかった事業団体を後押しする意味で上限額を100万円に変更しており、年度内に安全対策などの施設改修を行うために必要であると考えています。

(委員) 児童クラブに無償で土地や建物を貸している場合は固定資産税が減免になるため、貸主にも一定のメリットはあるはずですが。借家や借地の施設の改修費を補助することは貸主の資産を増やすこととなりますので、施設が借家、借地等を含めた何らかの形で借りている状態にある場合は補助対象としないよう、明確な線引きを設定することの検討が必要なのではないでしょうか。

(委員) 今年度国策として設けられた補助制度の内容から、やはりこの事業は子育て支援に関する方策であり、補助の効果は事業団体ではなく、子どもたちやその保護者に還元されるべきものと考えていますが、その理解で良いですか。

(担当課) その通りです。子どもたちが安心、安全に過ごすために実施する施設整備のための補助制度です。

(委員) 半田市の放課後児童クラブについての方針は、民設民営という理解でよいですか。

(担当課) 現在は基本的に、公設民営としていますが、各地区の状況を鑑みて、民設民営としていたところもあるという状況です。

(委員) この補助金の目的として、各施設間の格差是正が掲げられていると思います。現在は公設民営を原則として、この事業を展開しているようですが、民設民営の方針を掲げていた当時に、自前で放課後児

童クラブの建物を設立した団体は、相当な苦労があったはずですが。その一方で、花園地区の花・はなキッズのように公設され、また、公設民営という方針に転換された状況下で、増設された施設を使用している事業団体とは、それだけでかなりの格差があるように思います。その点についてどう考えていますか。

(担当課) 国の制度が確立していなかったときに、民設民営の方針の下、施設を建て、当該事業を開始した事業団体の方々には、本当に申し訳なく思っています。花園地区については、平成22年当時に、民設民営で使用していた施設を立ち退かなくてはならない状況となり、他に使用できる施設が見つからず、小学校の敷地内に公設で建設することとなりました。今年度の増設工事については、放課後児童の増加が確実に見込まれており、空き教室や民間の建物の使用を検討した上で、他に方法がなく決定したこととなります。

(委員) この補助金は、改修費を補助するものであるため、民設施設を継続させる方向に進ませるものであり、公設民営の方針下で事業展開をするのであれば、そぐわないように思いますが、どう考えていますか。

(担当課) 長らく民設民営の方針で事業展開していたものが、国の制度の確立とこれまでの事業結果から「民設民営には限界があること」が分かり、公設民営に転換しています。これまでの説明に足りない部分がありました。この補助制度には、全ての施設を直ちに公設することはできず、暫く民設施設を使用することが現実的であり、その間の施設の維持管理を行うという意味もあり、この補助制度を長期的に保持し続けるという考えはありません。

(委員) 公設施設を使用する場合の家賃や光熱水費の取扱いと民設施設の家賃及び借地代への補助制度について説明してください。

(担当課) 公設施設については光熱水費を負担していただいています。また、民設施設の借地代については、今年度補助制度の改正を行い、大規模な施設である場合を除いて、借地代の全額を賄えるよう制度設計しており、現在借地代が発生している団体は、現にその全額を補助にて賄えています。

(委員) 今年度から借地代について、全額補助されている状況にあると聞き、安心しました。現在も借家で活動しているクラブがあるようなので、仮に立ち退かなくてはならない状況になった場合は、行政が責任を持って子どもたちの居場所を確保してください。

(担当課) そのような場合は、子どもたちの居場所を行政の責任で確保します。

(委員) 放課後児童クラブに通うために交通量のある道路を横断しなくてはならず、学校の敷地内に学童を設置してほしい、という声を聞いた

ことがあります。公設するにあたってはその辺りの意見も取り入れるようにしてください。

(委員) 学校にストレスを感じる子どもたちがいるため、学校の敷地内に公設することに反対する声もあります。様々な意見を取り入れるようにしてください。

(委員) 補助交付の形態について、上限内であれば、毎年補助を受けることが可能ですか。

(担当課) 制度上は可能ですが、交付の適否は内容を見て判断することになり、また、上限額を引き上げたことで、比較的大きな改修を実施することが可能となっており、同一団体が毎年度において、補助申請が必要な状況になるとは考えていません。

(委員) 先ほどから「内容を審査して判断」という言葉が繰り返されていますが、裁量権があるため、やはり明確に対象となるか否かを要綱で示す必要があるのではないかと思います。

(担当課) 要綱にて明確な対象基準を定めるよう、検討したいと思います。

(委員) 備品等購入費については、全額補助となっていますが、一定の自己負担はあるべきではないかと思います。

**【審査結果】：承認（条件あり）**

引き続き、学童保育が安定的に経営され、子どもたちが安心して通える状況にあるのか、この補助制度の効果を検証するとともに、補助対象の明文化や自己負担について検討すること。